

令和 6 年度

**徳島県市町村障がい福祉主管課
担当者等説明会**

市町村障がい福祉主管課担当者等説明会 (目次)

- 1 地域生活支援拠点等・基幹相談支援センターの整備について
- 2 特定相談支援・障害児相談支援事業所の情報共有等について
- 3 地域連携推進会議について
- 4 高齢の障がい者に対する支援について
- 5 盲ろう者に係る同行援護の支給決定について
- 6 入院者訪問支援事業について

市町村障がい福祉主管課担当者等説明会 (目次)

- 7 研修関係の周知事項について
- 8 医療的ケア児者の支援について
- 9 「意思疎通支援者派遣事業」における報償費の見直しについて
- 10 「障害者優先調達推進法」に基づく物品等の調達の推進について
- 11 日常生活用具給付等事業について
- 12 心身障がい児(者)在宅介護等支援事業

1 地域生活支援拠点等・基幹相談支援センター の整備について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要

（令和4年12月10日成立、同月16日公布）

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
 - ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。
- このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

徳島県内の整備状況

地域生活支援拠点等

・整備市町村：12市町

※R7.2.1現在

・整備率：50%

（12市町村／24市町村）

※全国平均：73%

基幹相談支援センター

・設置市町村：8市町（3カ所）

※R7.2.1現在

・設置率：33%

（8市町村／24市町村）

※全国平均：60%

3 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の（1）から（4）までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）。

（1）相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

（2）緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（3）体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

（4）専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

6 障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順

- 市町村が障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付けるに当たっては、以下の手順を経ることを基本とし、単に事業所から地域生活支援拠点等であることを運営規程に規定する旨の届出があったことのみをもって加算を算定することは認められないものであること。

主な手順

- （1）市町村が事業所を地域生活支援拠点等に位置づける手続き
 - （ア） **市町村と事業所等で事前協議**
 - （イ） 事業所による準備（市町村への届出を作成して提出等）
 - （ウ） **市町村から事業所へ地域生活支援拠点等に位置づけることの通知**
 - （エ） その他市町村が必要とする手続き等
- （2）事業所が地域生活支援拠点等に関する加算を算定する手続き
 - （オ） 運営規程の変更
 - （カ） 事業所から都道府県等の事業所の指定権者へ加算の届出を提出（運営規程変更と**市町村の通知**を添付等）
 - （キ） その他都道府県等の事業所指定権者が必要とする手続き



6 障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順

市町村と事業所等との事前協議

（1）事前協議

地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と当該事業所の管理者等を含む関係者との間で、以下の項目等について事前に協議し、当該加算を活用した整備の方向性を共有する。

- ・ 地域生活支援拠点等の整備状況の確認と整備促進における課題等
- ・ 実際に支援を行う場合の連携方法等
- ・ 整備状況の公表に係る周知方法等

さらに、拠点機能強化事業所の場合には、

- ・ 拠点コーディネーターの業務と役割、配置人数等
- ・ 拠点コーディネーターを担う人材及び加算算定事業所の確認、特に複数の事業所が相互に連携して運営する場合には、それぞれの事業所の算定回数・目安及び拠点コーディネーターの人件費等の負担割合等
- ・ 連携会議の開催方法等

について、その他の地域生活支援拠点等に係る加算の届出に際しては、

- ・ 拠点関係機関との連携担当者（計画相談支援及び障害児相談支援を除く。）

についても事前協議を行うこと。

* 一覧表のようなリストでの周知方法
や地図上で協力事業所の分布状況を
共有する等、市町村の工夫で取り組む。



<主な手順>

市町村が事業所を地域生活支援拠点等に位置づける手続きとしては、上記の事前協議を経て、事業所による準備（市町村への届出を作成して提出等）、**市町村から事業所へ地域生活支援拠点等に位置づけることの通知**等、事業所が地域生活支援拠点等に関する加算を算定する手続き（運営規程の変更、事業所から都道府県等の事業所の指定権者へ加算の届出を提出）を行う。

地域生活支援拠点等について

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 地域生活支援拠点等

福祉・介護 地域生活支援拠点等

- 障害者総合福祉推進事業
- 地域生活支援拠点等の全国的整備状況
- 「地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能の強化・充実のための都道府県ブロック会議」を開催しました
- 地域生活支援拠点等の好事例集
- 平成28年12月12日 「地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当国会議員」を開催しました
- 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業
- 厚生労働科学特別研究事業
- 関連事業

地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や親なき後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の促進を図る機能をもつ場所や体制のことです。

厚生労働省では、障害福祉計画の基本指針に位置づけて整備を進める方針を示しており、各市町村や圏域では、地域の実情に応じた創意工夫のもと、地域生活支援拠点等を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指しています。

地域生活支援拠点等の整備について [494KB]

政策について

- 分野別の政策一覧
- 健康・医療
- 福祉・介護
- 障害者福祉
- 生活保護・福祉一般
- 介護・高齢者福祉
- 雇用・労働
- 年金
- 他分野の取り組み

URL

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

拠点整備の手順を記載

拠点整備の届出等参考様式

関連通知

PDF 地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について（障害発第0329第1号令和6年3月29日） [258KB]

X 参考様式（地域生活支援拠点等の整備について） [42KB]

PDF 地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について（障発0329第8号令和6年3月29日） [208KB]

PDF 「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について」及び「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」に係る正誤表の送付について（令和6年4月11日） [119KB]

PDF 「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」に係る正誤表について（事務連絡令和6年4月26日） [118KB]

PDF 地域生活支援拠点等の整備促進に係るフォローアップについて（事務連絡平成31年3月28日） [1.5MB]

PDF 地域生活支援拠点等の整備促進について（障発第0707第1号平成29年7月7日） [298KB]

PDF 地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について（障発第0430第1号平成27年4月30日） [194KB]

障害者総合福祉推進事業

「市町村や都道府県における地域生活支援拠点等の整備や機能の充実に係る調査研究（令和5年度）」

- 地域生活支援拠点等の好事例集

PDF PDFへのリンク [6.3MB]

地域生活支援拠点等の 好事例集



URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001321743.pdf>

地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業（地域生活支援事業）

1 事業の目的

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務化が設けられた。
また、障害福祉計画の国の基本指針（告示）により、令和8年度末までの地域生活支援拠点等の全市町村における整備や、コーディネーターの配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制等の構築について、成果目標として掲げたところである。
 - 上記を踏まえ、**地域生活支援拠点・ネットワークの整備促進及び機能の充実・強化**に対応するため、必要な事業を実施する。
- ※ 地域生活支援事業の既定メニューである「地域移行のための安心生活支援」を本経費に組み替える。

2 事業の概要

- 地域生活支援拠点・ネットワークの運営や機能の充実等に要する経費に対し、補助を行う。
 - ・ 専門的人材の確保・育成
 - ・ 協議会や基幹相談支援センターとの連携による地域課題のフィードバック
 - ・ 支援ネットワークの構築 等

※ 地域生活支援拠点等において情報連携等の業務を担うコーディネーターの配置等に要する経費について、障害福祉サービス等報酬の算定要件を満たすまでの間は、本事業による補助を可能とする（令和6年度）。
- 地域生活支援拠点・ネットワークが担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）
 - ① 居宅で生活する障害者の緊急時における相談や、宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
 - ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供
 - ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

3 実施主体等

- ・ 実施主体：市町村
- ・ 補助率：国：1／2以内 都道府県：1／4、市町村：1／4

基幹相談支援センターの役割と業務

障害者総合支援法 第77条の2に基づき作成

- 地域の相談支援体制の構築には、「人材育成」を含めた地域の相談支援事業所・相談支援専門員への後方支援と各種関係機関による「地域のネットワーク構築」が不可欠であり、基幹相談支援センターの中核となる業務。
- そのため、基幹相談支援センターは、必然的に地域の相談支援事業者及び相談支援専門員、各種関係機関の相談窓口等の相談者に関する様々な情報から、地域の課題として可視化し、地域資源を活用しながら課題の解決につながる取組みを推進する役割を担う。

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行う

1. 地域生活支援事業に関する業務	・ 障害者等、障害児の保護者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の便宜供与 ・ 虐待防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、必要な援助 ・ 成年後見制度の利用が困難であるものに対する費用の支給
2. 3 障害に対する情報提供、助言、指導に関する業務	身体障害者、知的障害者、精神障害者について ・ 障害者の福祉に関し、必要な情報の提供 ・ 障害者の相談に応じ、必要な調査を行い、本人に対して、直接・間接に助言、指導等を実施
3. 地域の相談支援事業者等の後方支援に関する業務	・ 地域における相談支援、障害児相談支援に従事する者に対する相談、必要な助言、指導などの実施
4. （自立支援）協議会の活動の推進に関する業務	・ 関係機関等（関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉・医療・教育・雇用に関連する職務に従事する者など）の連携の緊密化を促進

「次に掲げる事業及び業務を総合的に行う」とは

「3と4の業務を中核として、1と2を含む4つの業務を総合的に実施する」ということであって、地域の相談支援体制の強化に向けた総合的な事業・業務の実施、展開を意味するもの。

現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置される人員	業務内容
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	- 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号) - 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務 - 地域の相談支援従事者に対する相談、助言、指導その他の援助 (自立支援)協議会の運営への関与を通じた関係機関等の連携の緊密化 ※権利擁護・虐待防止 (虐待防止センターの受託)
障害者相談支援事業 実施主体：市町村 ー指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） - 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導） - 社会生活力を高めるための支援 - ピアカウンセリング - 権利擁護のために必要な援助 - 専門機関の紹介 等
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員（業務に支障なければ兼務可）、管理者	- 基本相談支援 - 計画相談支援等 ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者（兼務可）、うち1以上は相談支援専門員、管理者	- 基本相談支援 - 地域相談支援等 ・地域移行支援 ・地域定着支援

地域生活支援事業

個別給付費

基幹相談支援センター機能強化事業（地域生活支援事業）

1 事業の目的

- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としている。
令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、
 - ・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務化
 - ・基幹相談支援センターの役割として、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域関係機関の連携の緊密化を促進する業務」が法律上明記されるとともに、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針（告示）により令和8年度末までに基幹相談支援センターの全市町村での設置について成果目標として掲げたところである。
- 上記を踏まえ、本事業について、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

2 事業の概要・スキーム

- 本事業について、原則として、基幹相談支援センターに対する補助に見直すとともに、法律上明記される「地域の相談支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」への補助に重点化を図る。

※ただし、令和6年度に限り、経過措置として、令和5年度に本事業を実施していた市町村については従前の補助対象も認めることとする。

従 前	現 行
①基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 （注）社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、相談支援機能を強化するために必要と認められる者	①基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 ※新たに②③の事業実施を補助要件とする （注）主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者
②基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組	②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組
③基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組	③基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内、市町村1／4

基幹相談支援センターについて



6 相談支援

- (1) [相談支援](#)
- (2) [基幹相談支援センター](#)
- (3) [（自立支援）協議会](#)
- (4) [障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱い等について](#)

URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/service/index_00001.html

基幹相談支援センターについて

基幹相談支援センターの設置方式例 ※市町村向けオンライン研修資料から抜粋

基幹相談支援センターの安定的な機能（協議会運営・後方支援）維持、相談支援事業所（相談支援従事者）の人材育成の仕掛け

市町村単独設置・小規模市町村共同設置



○中核的な事業所に委託

- ①共同設置（二本松市（2市1村））
 - ・基幹の設置に当たり、共同設置方式を採ることによって財政部局の理解が得やすい。
 - ②単独設置（半田市、今治市）
 - ・市内事業所から1年間出向者を受け入れ、担当したケースを自事業所に持ち帰り、継続支援（職員のOJTと事業所の事業採算性確保の仕組み）【半田市の例】。
 - ・市内4つの島に支所を置き、基幹等へつながり【今治市の例】
- ⇒限られた資源の有効活用

圏域（複数市町村共同）設置（A）



○JV方式（埼玉北地区）

- ・安定的に経験ある職員がセンターに配置されるよう、人事異動は法人の代表者の協議を経て行う仕組み・ルールを導入。

政令指定都市・大規模市の単独設置



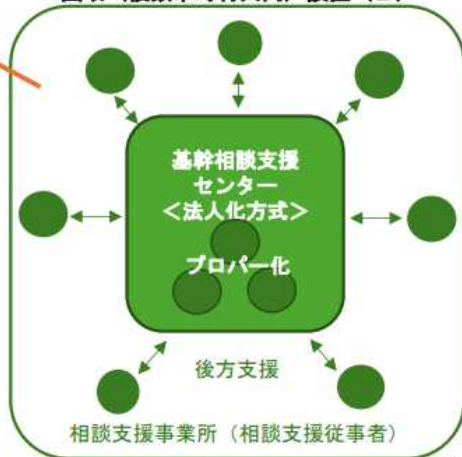
○法人設立方式（上小圏域）

- ・人材が育つまでには一定の期間が必要であり、センターの機能継続の観点から、人材を「委託相談」「計画相談」の実務の中で育てていく。

○運営協議会方式（鹿児島市）

- ・相談支援事業を担う全法人が、輪番制でセンターに相談員を派遣し、その間にスキルアップしていく。
 - ・出向者は2～3年ごとに自分の事業所に戻り、地域の相談支援の核となる（地域の人材育成）。
- ⇒地域資源をフル活用

圏域（複数市町村共同）設置（B）



URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001377645.pdf>

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

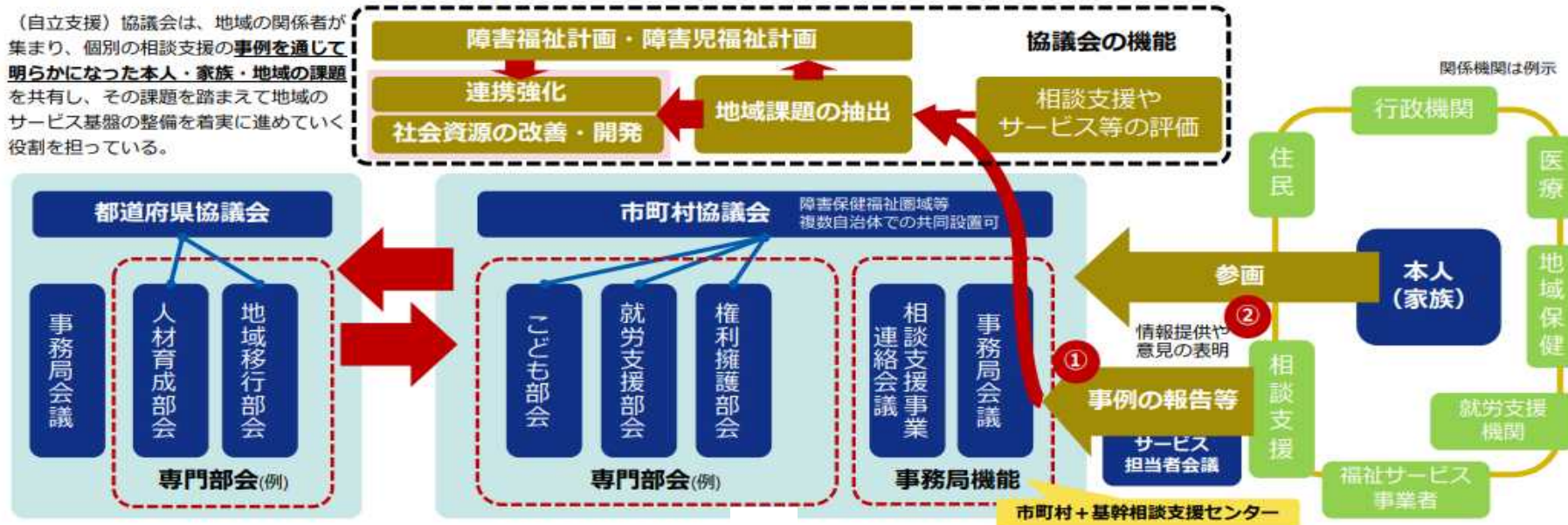
（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

令和6年4月1日施行

- 改① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。**（第2項改正）
 「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」
 地域状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化
- 新② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができるとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。**（第3項、第4項新設）
- 新③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。**（第5項新設）
 * 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。（第3項～第6項）

（※）協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通して明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



自立支援協議会について

市町村協議会の主な機能

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会の設置運営について」（令和 6 年 3 月 29 日 障発 0329 第 26 号、こ支障第 89 号）

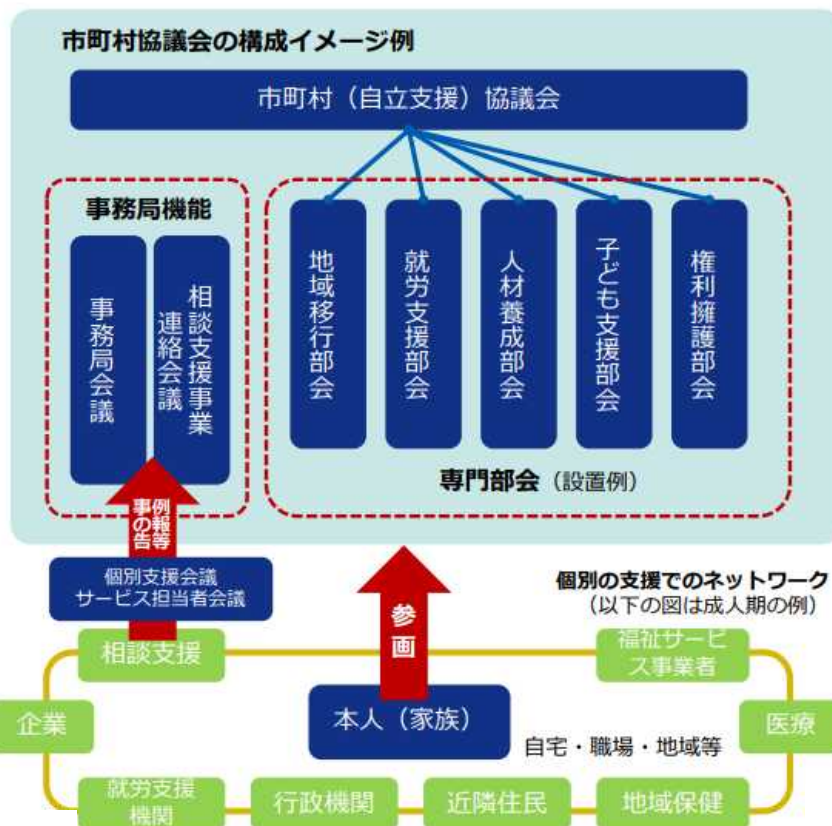
- 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

市町村協議会の主な機能

- ① 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ② 地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有
- ③ 地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有
- ④ 地域における関係機関の連携強化
- ⑤ 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
- ⑥ 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等
- ⑦ 都道府県協議会との連携 等

（自立支援）協議会に、地域のさまざまな関係機関等が参加する中で、地域課題の解決に向けた協議を効果的に実施するためには地域の実態把握が不可欠。

多様な地域の社会資源に関する情報収集、情報分析を通じて分野横断的な地域支援・地域づくりの実践に繋げる必要から、基幹相談支援センターが自治体と共に（自立支援）協議会の事務局機能を担う意義は大きい。

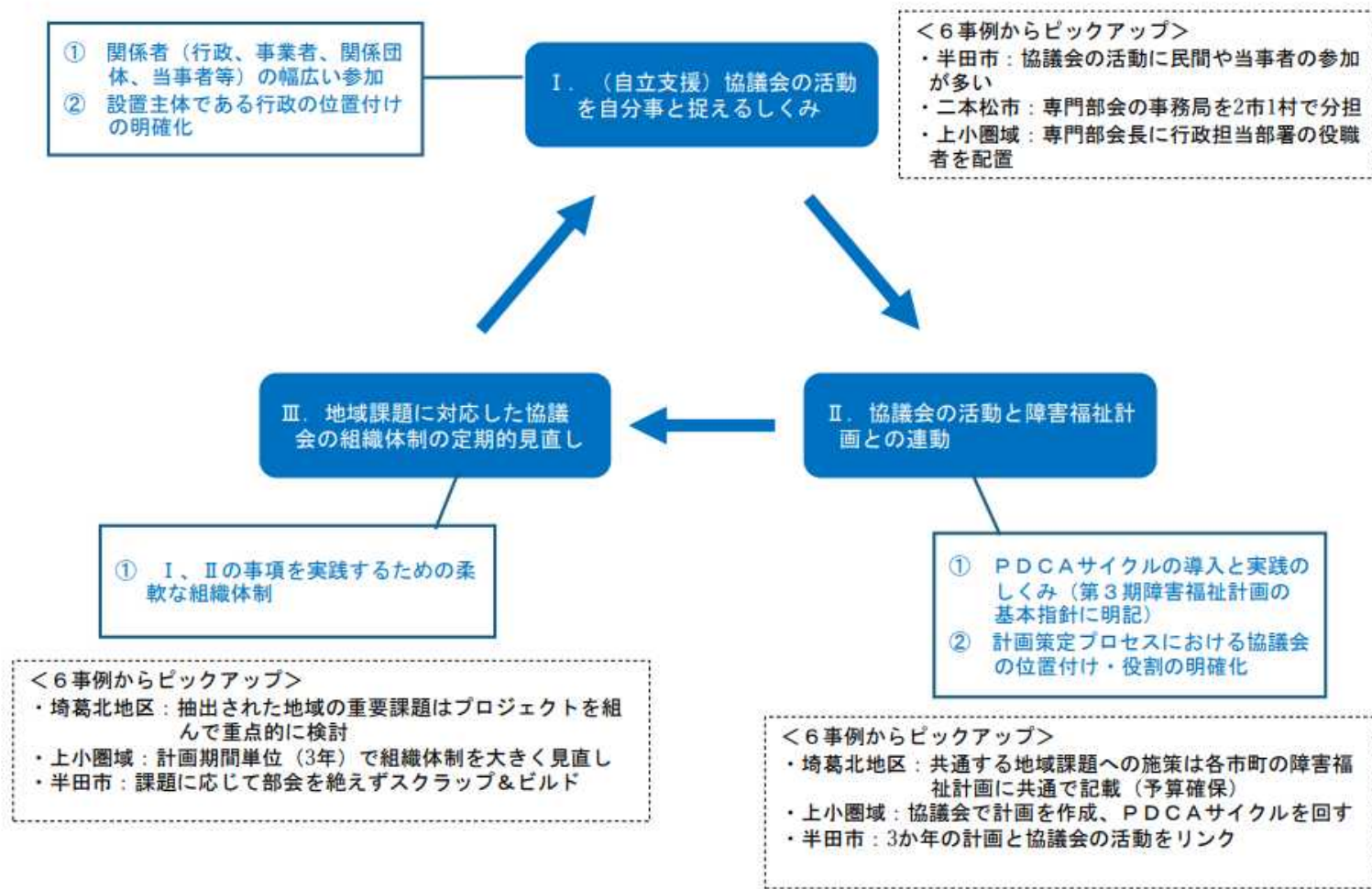


【参考】（自立支援）協議会の
設置・運営ガイドライン
（令和6年3月 厚生労働省）

URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001334027.pdf>

(自立支援) 協議会を活性化するための仕掛け



URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001377645.pdf>

令和7年度 徳島県の取組(案)

○各市町村における地域生活支援拠点等・基幹相談支援センター等に係る
取組状況等の調査

- ・未整備・未設置の市町村への整備・設置に向けた進捗状況、方向性等の確認
- ・整備・設置済みの市町村への整備・設置後の取組状況等の確認
- ・各地域協議会における取組状況等の確認

○上記、調査結果について市町村・県が共有

御協力の程よろしくお願いいたします。



2 特定相談支援・障害児相談支援事業所の 情報共有等について

各市町村へのお願い

・「障害者総合支援法施行規則第34条の59」及び「児童福祉法施行規則第25条の26の6」より、「**特定相談支援**」及び「**障害児相談支援**」の指定申請先は市町村となっております。

・しかしながら、徳島県では「事業所台帳システム」を県で一括管理していることから、「**特定相談支援**」及び「**障害児相談支援**」の**新規指定、指定更新、変更届、体制届等**の提出があった際には、県に情報共有をいただいているところです。

・そこで、県に情報共有いただく際の方法や提出書類について整理させていただきますのでご確認ください。

新規指定・指定更新等について

- ・新規指定・指定更新について、国は標準様式及び標準添付書類を用いることを基本原則化とし必要な法令上の措置を講ずるとのことです。
- ・県でも新年度より標準様式を用いるように現在様式の見直し等準備中です。
- ・各市町村でも新規指定・指定更新において標準様式及び標準添付書類を用いることを基本原則化とすのご準備の程お願いいたします。



(URL)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789_00014.html

新規指定・指定更新等について

※(参考)令和6年度 全国厚生労働関係部局長会議資料

障害福祉サービス事業者等の手続負担の軽減について

標準様式等の活用及び基本原則化について

- 指定申請関連文書等について、地方公共団体において現在使用されている様式を参考としつつ、簡素化の観点から検討を行った上で、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成し、令和6年4月に子ども家庭庁及び厚生労働省のホームページに掲載するとともに、事務連絡において周知したところ。
- 障害福祉サービス等事業者の手続負担軽減の観点から、各都道府県等におかれては、標準様式等の積極的な活用をお願いする。
- また、今後、標準様式等に必要な見直しを加えたうえで、令和6年度内に、標準様式等の使用を基本原則化するための関係府省令等の改正を予定している。当該改正の施行については、一定の準備期間を設けることを検討している。今後、詳細をお示ししていくので、ご承知おきいただきたい。

手続の簡素化について

- 上記事務連絡においては、標準様式等の活用と併せて、押印・署名の見直しや書類の提出方法の見直し等、手続きの簡素化の方策についてもお示ししているところ。障害福祉サービス等事業者の負担軽減の観点から、各種手続きの簡素化についても、積極的に御検討いただきたい。

標準様式等の使用の基本原則化を巡るこれまでの経緯

令和5年6月16日
「規制改革実施計画」（閣議決定）

- 子ども家庭庁及び厚生労働省は、（略）指定申請関連文書、報酬請求関連文書及び指導監査関連文書について、**標準様式及び標準添付書類**（以下「標準様式等」という。）を作成する。（令和5年度措置）
- 障害福祉サービス等事業者が、**当該標準様式等を用いて手続等を行う**こととするための**所要の法令上の措置**を講ずる方向で検討する。（令和5年度検討・結論）

令和6年2月6日
「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

- 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、**標準様式等の使用の基本原則化について検討**を行う。

令和6年11月22日
「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」閣議決定

- 障害福祉サービス事業者等の手続き負担を軽減するため、**2024年度内に**、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う手続き※について、**標準様式及び標準添付書類を用いることとするために必要な法令上の措置を講ずる。**

※ 指定申請及び報酬請求

令和6年12月25日
「規制改革に関する中間答申」規制改革推進会議

- 子ども家庭庁及び厚生労働省は、（略）障害福祉サービス等事業者が（略）地方公共団体に対して行う指定申請及び報酬請求（加算届出を含む。以下同じ。）の手続について、子ども家庭庁及び厚生労働省が定めた**標準様式及び標準添付書類**（以下「標準様式等」という。）を用いることとするために**必要な法令上の措置を講ずる。**（令和6年度措置）

新規指定・指定更新等について

※県への情報共有書類について

【新規指定】

(提出書類)

事業所から申請のあった**全ての書類の写し**を御提出ください。

その際、事業所の**メールアドレス**も併せて情報共有をお願いします。

※システム台帳登録し、事業所番号付与後指定申請先の市町村に事業所番号をメールにてお伝えします。

【指定更新】※廃止・休止・変更届

(提出書類)

事業所からの届出だけで構いません。(添付書類は不要です。)市町村で受理した旨が分かる書類(メールベタ打ちでも可)の提供を併せてお願いします。

※ 提出方法はメールでも郵送でも大丈夫です。また、市町村から県への鏡文等は不要です。

体制届について

【体制届の受理】

- ・留意事項通知(者:障発第1031001号平成18年10月31日、児:障発0330第16号平成24年3月30日)「第一届出手续の運用 1. 届出の受理」において、**算定される単位数が増える**加算の届出は毎月15日以前の届出なら翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定開始と定められています。
- ・各市町村において体制届(加算の届出)があった際は、その点を御留意の上、届出受理の手続きをお願いいたします。また、その際に加算の要件についても各市町村で御確認をお願いいたします。

【提出書類】

- ・県への提出書類(情報共有書類)は「**介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書**」と「**介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表**」の2書類の写しで大丈夫です。
- ・提出方法はメールでも郵送でも大丈夫です。また、市町村から県への鏡文等は不要です。

3 地域連携推進会議について

地域連携推進会議

- ・ **障害者支援施設**および**共同生活援助**において、おおむね1年に1回以上、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける**地域連携推進会議**を開催しなければならないこととなりました。
 - ・ 地域連携推進会議の構成員は、利用者及びその家族、地域住民の代表者、障害者支援施設（共同生活援助）について知見を有する者並びに市町村の担当者等となっております。
 - ・ つきましては、障害者支援施設や共同生活援助事業所から各市町村への会議の出席依頼があると思われますので、事業所の円滑な制度実施に向けご理解、ご協力をお願い申し上げます。
- ※ただし、「出席が難しい場合は可能な範囲で」とはなっております。

(令和6年3月29日事務連絡 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A_V O L 1 問48・49も参照)

(参考) 令和5年度障害者総合福祉推進事業 地域連携推進会議の手引き

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html

4 高齢の障がい者に対する支援について

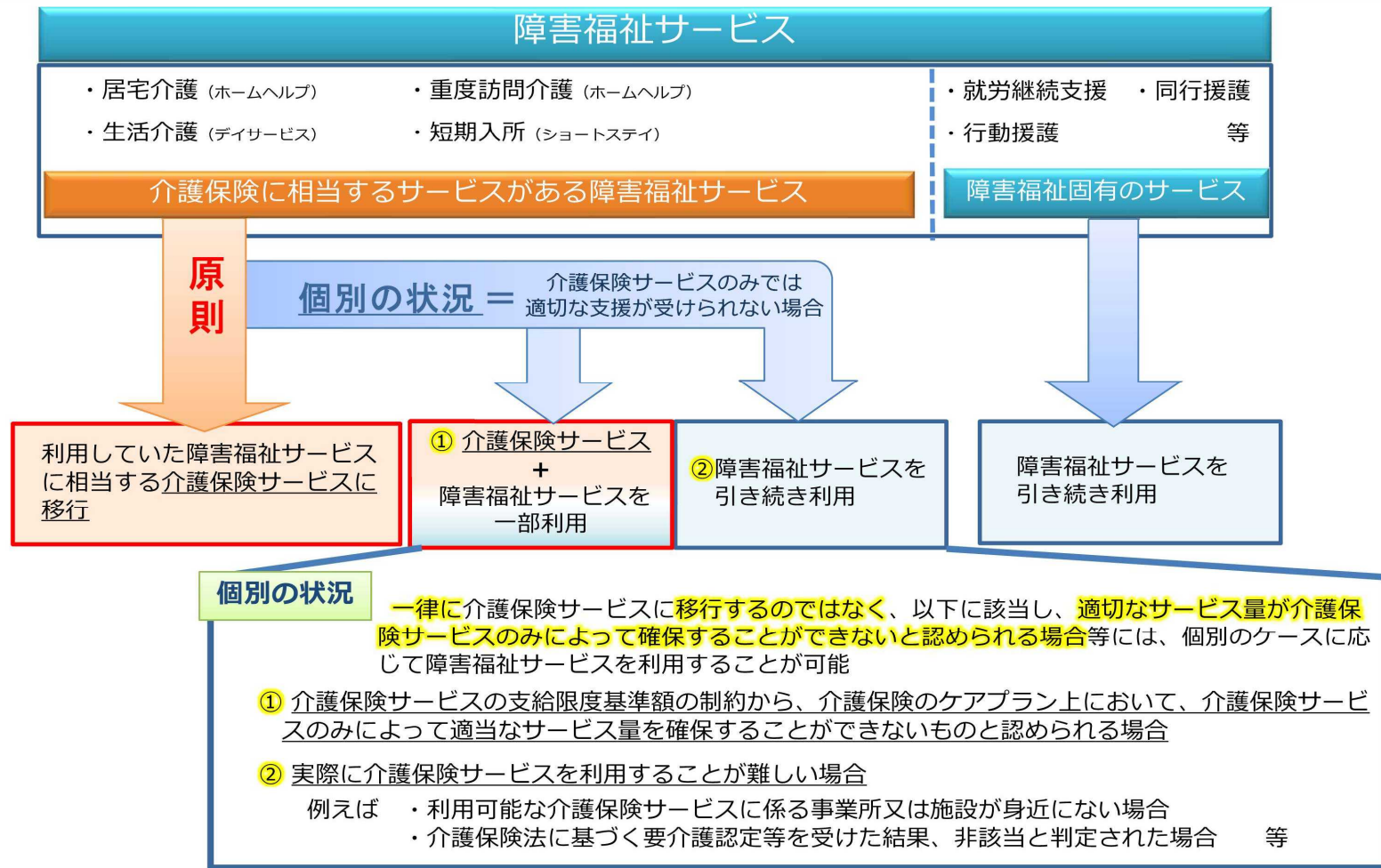
- 原則として介護保険サービスが優先(法7条)
- ただし、一律に介護保険サービスを優先することが適当でない場合あり
- 厚生労働省通知・事務連絡により、適用についての基本的な考え方や運用の具体例が提示
- 県からも令和7年2月14日付け事務連絡を発出
- 「共同生活援助」の対象者について

厚生労働省「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」

第2－Ⅰ－5(18)イ「障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)」

⇒この「障害福祉サービス」とは、法第5条第1項の規定する全てのサービスを指す(訪問系、就労系、生活介護、共同生活援助 等)

障害福祉制度と介護保険制度の適用関係の概要



※ 障害者支援施設等に入所又は入院している者については、介護保険法の規定によるサービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされており、入所を継続できる

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年通知)

介護保険制度と障害福祉制度の適用関係

社会保障制度の原則である保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになる。



一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、**申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断**

(2) 介護給付費等と介護保険制度との適用関係

市町村は、介護保険の被保険者(受給者)である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を受け、又は利用することが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、**一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしない**こととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について(平成19年通知)」

市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

③ 具体的な運用

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

- ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。
- イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）。
- ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。）

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用する場合には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

- イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

(参考)事務連絡・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」(抜粋)(令和5年6月30日発出)

1. 介護給付費等と介護保険制度との適用関係

(2) 具体的な運用の例について

適用関係通知を踏まえた高齢障害者に対する支給決定について、以下のとおり具体的な運用の例として考えられるものを挙げるので、参考にされたい。各市町村においては、本事務連絡も参考として、自らの運用を確認する等、必要な対応をお願いする。

【具体的な運用例】

- ・居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給限度額では必要な支給量が不足する場合に、当該不足分について居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。
- ・居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給対象とならない支援内容や時間（例えば、家事援助として認められる範囲の違いや、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りなど）が必要と認められる場合に、介護保険の訪問介護の支給とは別に居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。
- ・自立訓練（機能訓練）を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の通所介護等では提供できない支援内容（例えば、白杖を用いた歩行訓練や意思疎通に困難を生じた場合の訓練等）が必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き、自立訓練（機能訓練）の利用を認める。
- ・共同生活援助を利用する障害者について、個々の障害者の状況等から見て必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き共同生活援助の利用を認める。なお、当該障害者の要介護度等に応じて、認知症グループホームや特別養護老人ホーム等への入居・入所を検討することが望ましい場合も想定される。

※本事務連絡の全文は下記ご参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/001117896.pdf>

5 盲ろう者に係る同行援護の支給決定について

- 視覚と聴覚の両方に障がいのある盲ろう者は、同行援護サービスの利用時間や利用回数が比較的多い場合があると想定される
- 盲ろう者に係る同行援護の支給決定に当たっては、利用者一人ひとりの障害の程度、介護者の状況や利用意向等を踏まえ、適切な支給量を設定ください
- 県からも令和7年2月21日付け事務連絡を発出
- 【厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議資料(令和6年3月)」より抜粋】

③ 盲ろう者に係る支給決定について

国庫負担基準は利用者個人のサービスの上限ではなく、市町村に対する国庫負担(精算基準)の上限であり、同じ市町村の中でサービスの利用が少ない者から多い者に回すことが可能な仕組みとなっている。

盲ろう者は支援のための所要単位数が比較的多い者である場合が想定されるが、機械的に国庫負担基準単位数を所要単位数で除して支給量を決定するのではなく、利用者一人ひとりの障害の程度、介護者の状況や利用意向等を踏まえ、サービスの必要度が低い者から高い者へ回すなど、市町村内での柔軟な対応による適切な支給量の設定にご留意いただきたい。

市町村障がい福祉主管課担当者等説明会 入院者訪問支援事業について

徳島県保健福祉部健康寿命推進課

市町村障がい福祉主管課担当者等説明会

1. 入院者訪問支援事業について

2. 訪問支援員の役割
3. 徳島県における事業の実施について
4. 事業周知のご協力について（依頼）

入院者訪問支援事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第三十五条の二 都道府県は、精神科病院に入院している者のうち第三十三条第二項の規定により入院した者その他の外部との交流を促進するための支援を要するものとして厚生労働省令で定める者に対し、入院者訪問支援員（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者のうちから都道府県知事が選任した者をいう。次項及び次条において同じ。）が、その者の求めに応じ、訪問により、その者の話を誠実かつ熱心に聞くほか、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供その他の厚生労働省令で定める支援を行う事業（第三項及び次条において「入院者訪問支援事業」という。）を行うことができる。

2 入院者訪問支援員は、その支援を受ける者が個人の尊厳を保持し、自立した生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立つて、誠実にその職務を行わなければならない。

3 入院者訪問支援事業に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

入院者訪問支援事業（令和6年度以降）

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）

精神科病院



第三者である訪問支援員が、医療機関外から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整



面会交流、支援
傾聴、生活に関する
相談、情報提供 等



※2人一組で精神科
病院を訪問

都道府県等による選任・派遣



【訪問支援員】

- 都道府県知事が認めた研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者
- 支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に情報提供する。

【精神科病院に入院する方々の状況】

医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、

- ・ 孤独感や自尊心の低下
- ・ 日常的な困りごとを誰かに相談することが難しい、支援を受けたいが誰に相談してよいかわからないといった悩みを抱えることがある。

第三者による支援が必要



孤独感、
自尊心
の低下

誰かに相談し
たい、話を聞
いてほしい



【入院者訪問支援事業のねらい】

医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

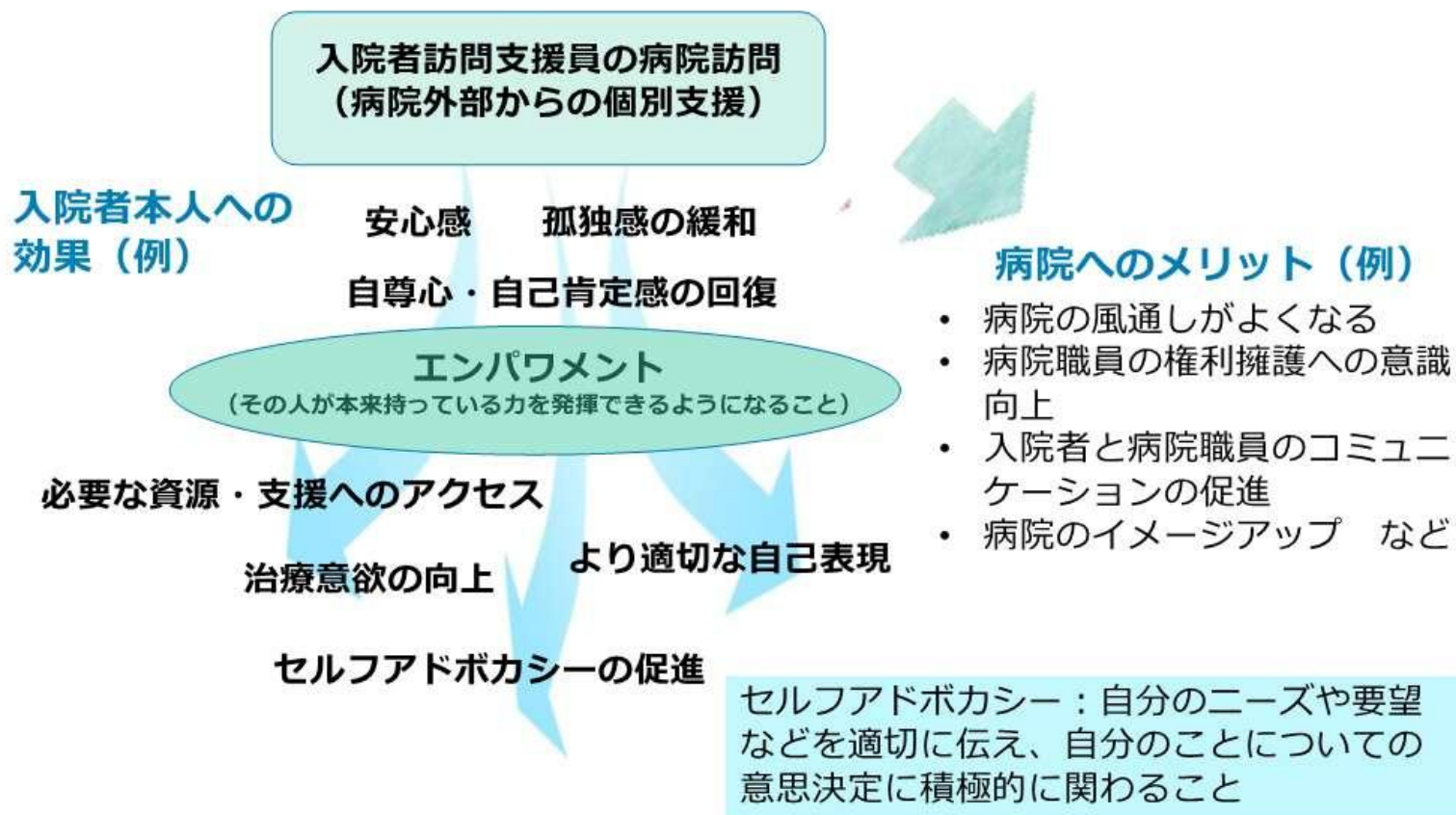
（留意点）

- ・ 令和6年度より法定事業として位置づけ。（守秘義務等）
- ・ 訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・ 訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービスを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。

精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

厚生労働省ホームページより

「入院者訪問支援事業」で期待されること





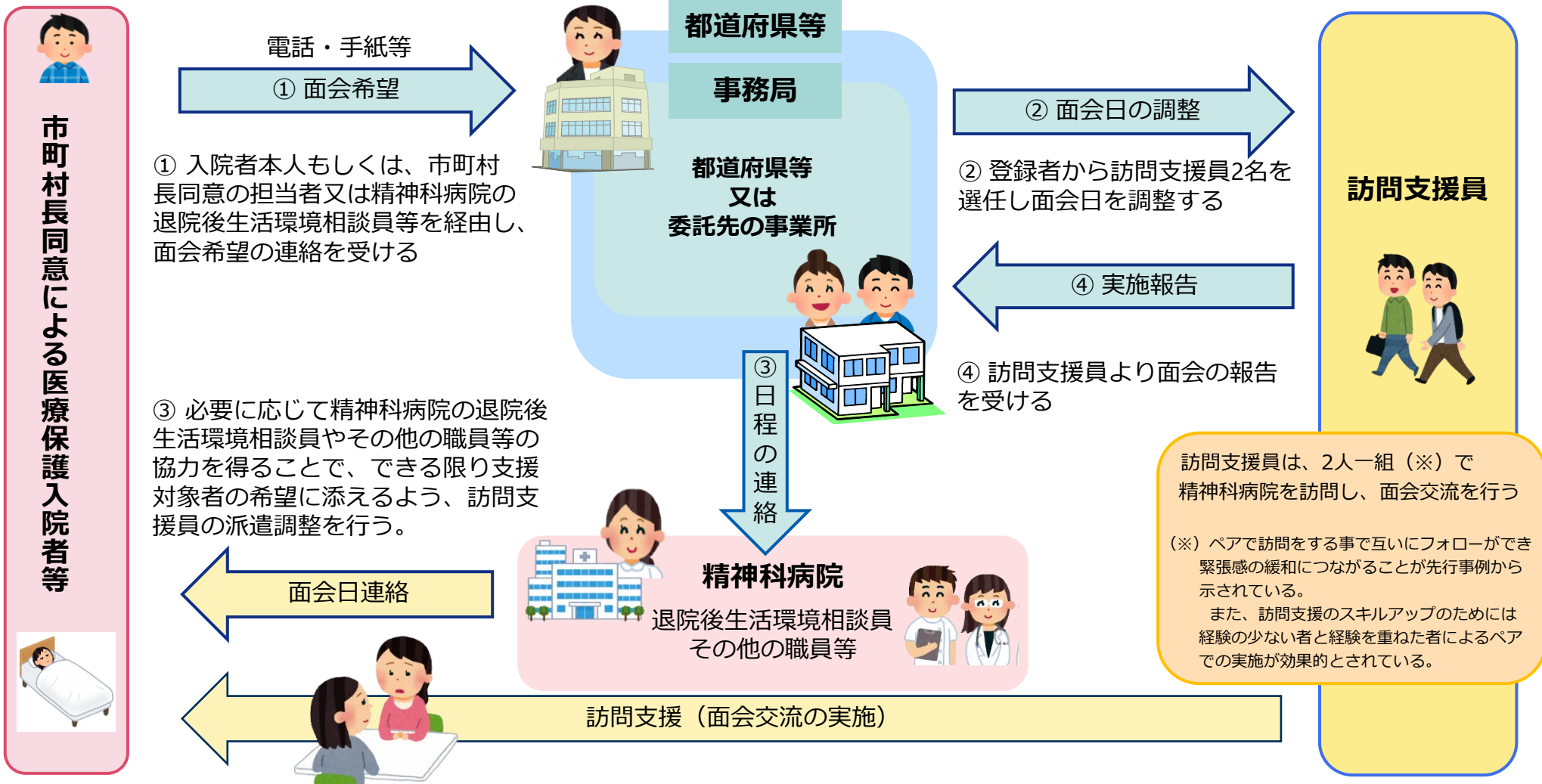
通常の退院支援とは何が違うのでしょうか？
退院支援では、地域の事業所等から本人への支援が得られます。病院に外部の目も入りますし、支援にあたっては傾聴も行います。

Answer

- 地域援助事業者等からの福祉的支援は「フォーマルアドボカシー」に相当し、重要な支援のひとつです。しかし、福祉的支援が必要と考えられるにもかかわらず、支援を受けていない人もいます。入院者訪問支援では、本人のニーズや希望によっては病院や地域援助事業者等からの通常の退院支援につなげることもあります。直接、退院支援にあたることを想定している訳ではありません。また、退院以外の相談を受けることもあります。

訪問支援員派遣の流れ

- 入院者から訪問支援員との面会希望があった場合に、派遣調整を行う。
- 本人以外の者からの依頼については、本人の意向であることを確認した上で派遣調整を開始する。
- 事務局は、支援対象者の意向を確認した日付及びその方法等については、個別に記録しておくこと。



市町村障がい福祉主管課担当者等説明会

1. 入院者訪問支援事業について

2. 訪問支援員の役割

3. 徳島県における事業の実施について

4. 事業周知のご協力について（依頼）

訪問支援員とは？

- 精神科に入院中の方の立場に立って面会交流を行う人
- 資格等の制限はなく、国で標準化された研修を受講し、都道府県等が任命した者が担うことができる（当事者や保健医療福祉の従事者、弁護士、市民等）
- 守秘義務を持つ
- 精神科病院を訪問し、入院している人からの生活に関する一般的な相談に応じ、体験や気持ちを丁寧に聴く
- 入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に情報提供する

訪問支援員養成研修

訪問支援員養成研修カリキュラム

	講義名	内 容
講義	入院者訪問支援事業の概要	入院者訪問支援事業の概要
		入院者訪問支援の意義と目的
		入院者訪問支援の役割
		精神障害者の権利
		精神医療の現状と課題
		精神科病院管理者が入院者訪問支援事業に期待すること
	入院している人の体験	入院している人が体験すること
演習	入院者訪問支援事業の実践	入院者訪問支援の実践
		入院者訪問支援員が知っておくべき資源
	当事者の体験の共有	
	ロールプレイ	
	グループワーク	

- 講義はオンラインでの受講を可能とし、所要 5 時間程度とする
- 演習は原則対面で行い、所要 6 時間程度とする

※研修資料については以下のHPに掲載予定（QRコードからもアクセス可能）

入院者訪問支援事業 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu_00003.html

訪問支援員が行えること

- 本人の話を聴く
- 本人に権利を伝える
- 専門職の役割を説明
- 伝え方を考える
- 社会資源の説明
- 情報提供

訪問支援員にとって難しいこと

- 家族調整
- 社会資源の利用調整
- 医学的な判断
- 病院職員への報告（面会で知り得た情報を本人の同意なしに病院職員に伝えることはできない）
- 直接的な支援（買い物の代行や外出の付き添いなどは行わない）

市町村障がい福祉主管課担当者等説明会

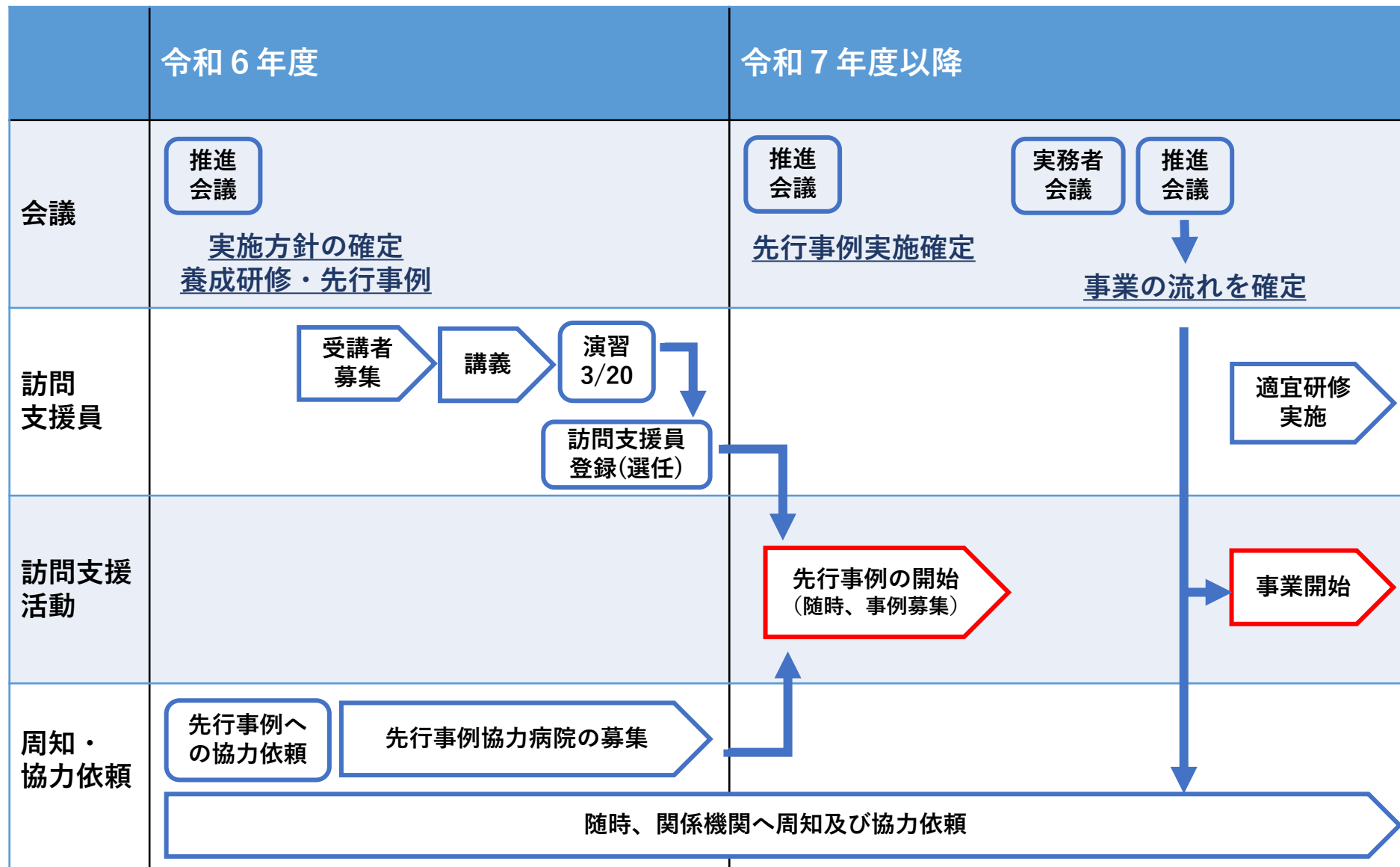
1. 入院者訪問支援事業について

2. 訪問支援員の役割

3. 徳島県における事業の実施について

4. 事業周知のご協力について（依頼）

今後の事業スケジュール



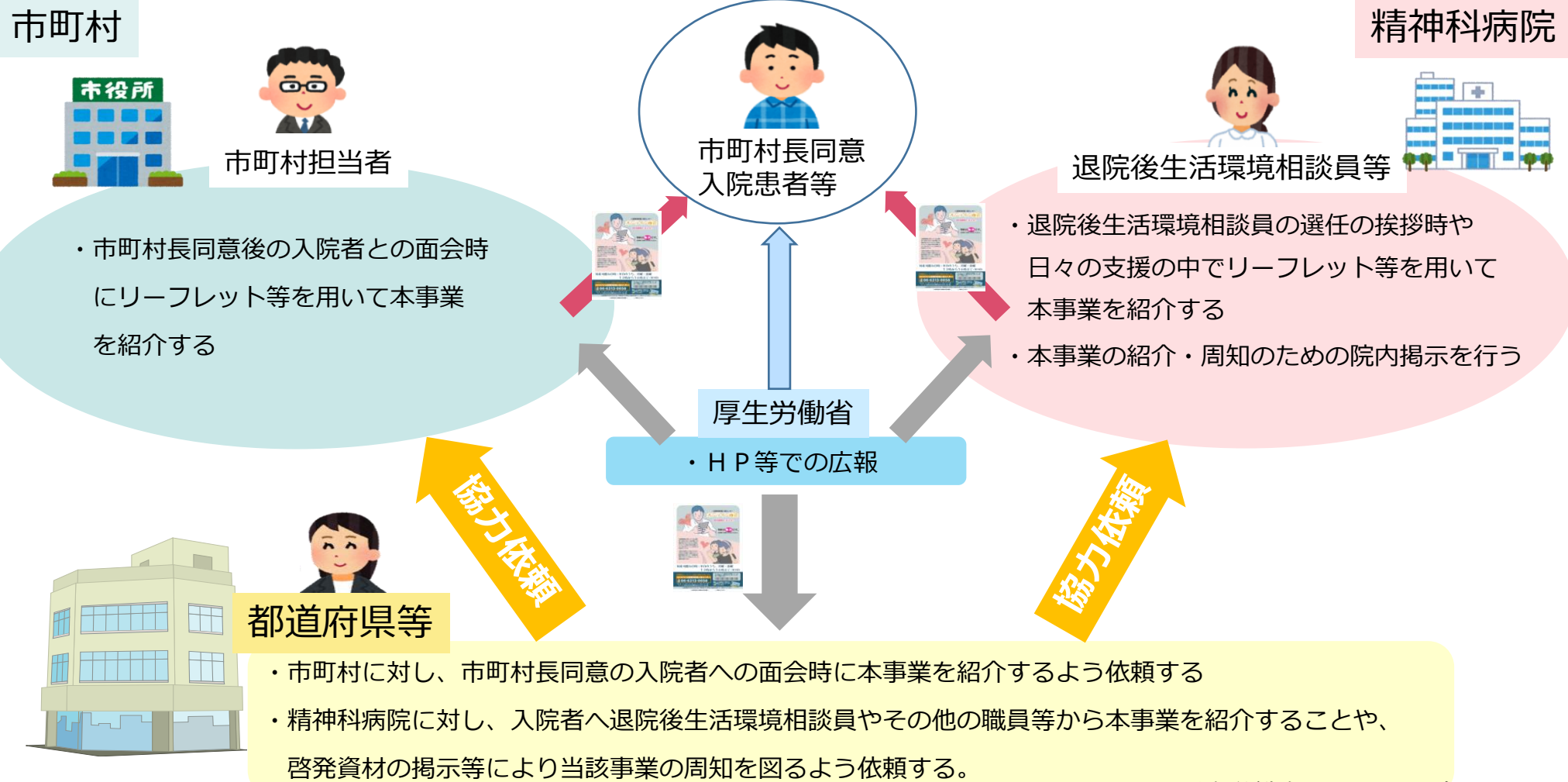
市町村障がい福祉主管課担当者等説明会

1. 入院者訪問支援事業について
2. 訪問支援員の役割
3. 徳島県における事業の実施について

4. 事業周知のご協力について（依頼）

入院者への事業周知

- 都道府県等は、市町村に対し、市町村長同意による医療保護入院者との面会時に当該事業を入院者に紹介するよう依頼する。
- 都道府県等は、精神科病院に対し、退院後生活環境相談員等から入院者に対して当該事業を紹介することや、啓発資材の掲示等により入院者に常時当該事業の周知を図ることを依頼する。



事業周知のご協力について（依頼）

令和6年度より法定事業として位置づけられた入院者訪問支援事業について、徳島県では、先行事例を実施することにより課題等を精査し、その後すべての精神科病院での事業実施を考えております。

つきましては、先行事例の実施後、すべての精神科病院で事業を実施する際には、入院者訪問支援事業による支援対象者である「市町村長同意による医療保護入院者」へ事業周知のご協力をお願いいたします。

【入院者訪問支援事業による支援対象者】

- （１）市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者。
- （２）地域の実態等を踏まえ、市町村長同意によらない医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者のうち、県が必要と認めた者。

【協力依頼事項】

市町村長同意による医療保護入院者へ本事業による面会交流の案内
（参考「市町村長同意事務処理要領」）

【支援対象者への案内開始時期】

先行事例実施後（明確な時期は未定、改めてご連絡いたします）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第**33**条第2項及び第6項の規定に基づく医療保護入院及びその入院の期間の更新の際に市町村長が行う同意について（令和5年**11**月**27**日一部改正障発**1127**第4号厚生省保健医療局長通知）

市町村長同意事務処理要領（抜粋）

五 同意後の事務

（一）入院中の面会等

市町村の担当者は、入院の同意後、速やかに本人に面会し、その状態を把握するとともに市町村長が同意者であること及び市町村の担当者の連絡先、連絡方法を本人に伝えること。なお、市町村長同意直後の面会後も、市町村長同意による入院が継続している間は、継続して面会等を行い、本人の状態、動向の把握等に努めること。また、退院後生活環境相談員と連携の上、施行規則第**15**条の**11**の規定による医療保護入院者退院支援委員会に積極的に参加するほか、法第**47**条の規定に基づき、必要な情報の提供、助言その他の援助を行い、本人の意思を尊重した上で、退院に向けた相談支援につなげること。

上記の業務を担当する者は、患者の退院に向けた調整をすることが期待されていることから、精神保健福祉に関する研修や精神保健福祉相談員講習会等を受講した者が望ましい。

さらに、都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）が法第**35**条の2の規定による入院者訪問支援事業を実施している場合には、面会時にリーフレット等を用いて当該事業について紹介すること。なお、本人が当該事業を利用する旨について都道府県への連絡を希望した際には、訪問が速やかに実施されるよう、都道府県に確実にその旨を伝達すること。

参考

厚生労働省ホームページ

➤入院者訪問支援事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu_00003.html

➤入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu_00004.html

➤入院者訪問支援事業運営研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu_00005.html

障 発 第 7 4 3 号
昭和 6 3 年 6 月 2 2 日
一部改正 障 発 第 3 3 5 号
平成 1 3 年 8 月 6 日
一部改正 障 発 0 4 2 6 第 6 号
平成 2 6 年 1 月 2 4 日
一部改正 障 発 0 3 0 2 第 5 号
令 和 5 年 3 月 2 日
一部改正 障 発 1 1 2 7 第 4 号
令 和 5 年 1 1 月 2 7 日

各都道府県知事 殿

厚生省保健医療局長

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項及び第
6項の規定に基づく医療保護入院及びその入院の期間の更新の
際に市町村長が行う同意について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条に規定する医療保護入院に必要な家族等の同意を市町村長が行う際の要領を別添のとおり定めたので、貴管内の市町村長に周知のうえ、その適正な運営に配慮されたい。

なお、別添の「市町村長同意事務処理要領」は、様式 1 から 6 まではを除き、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 3 項に規定する市町村が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準であることを申し添える。

別添

市町村長同意事務処理要領

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 33 条第 2 項及び第 6 項の規定に基づく医療保護入院及びその入院期間の更新に必要な同意を市町村長が行う場合の事務処理については、以下の要領によること。

一 市町村長の同意の対象となる者

次のすべての要件を満たす者

- (一) 精神保健指定医（以下「指定医」という。）の診察の結果、精神障害者であって、入院の必要があると認められること。
 - (二) 措置入院の要件に該当しないこと（措置入院の要件にあてはまるときには、措置入院とすること。）。
 - (三) 入院又は入院期間の更新について本人の同意が得られないこと（本人の同意がある場合には任意入院となること。）。
 - (四) 病院側の調査の結果、以下のいずれかに該当すること。
 - ア 当該精神障害者の家族等がいずれもない。
 - イ 家族等の全員がその意思を表示することができない。
 - ウ 家族等の全員が同意又は不同意の意思表示を行わない。
- (注) 当該精神障害者について、家族等から虐待・ドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）等が行われている又は疑われる場合、当該家族等については、ア～ウに記載する「家族等」に該当しない者として取り扱うこと。

注

- (1) 応急入院で入院した者については、72 時間を超えても家族等のうちいずれかの者が判明しない場合で、引き続き入院が必要な場合には、市町村長の同意が必要であること。
- (2) 家族等のうちいずれかの者がおり、その同意が得られないときで、法第 29 条の規定に基づく措置入院を行うべき病状にある場合は、法第 22 条の規定に基づく申請を行うこと。

二 入院又は入院期間の更新の同意を行う市町村長

(一) 本人の居住地を所管する市町村長とすること。

居住地とは、本人の生活の本拠が置かれている場所とすること。生活の本拠が置かれている場所が明らかでない場合には、住民票に記載されている住所とすること。

(二) 入院の際に居住地が不明な者については、その者の現在地を所管する市町村長とすること。

現在地とは、保護を要する者が警察官等によって最初に保護された場所等をいうこと。

(三) 市町村長が同意を行うに当たっては、あらかじめ、決裁権を市町村の職員に委任することができること。

三 病院からの連絡

病院は、入院又は入院期間の更新を行う患者について、居住地、家族等のうちいずれかの者の有無等を調査し、当該患者が入院又は入院期間の更新につき市町村長の同意が必要な者である場合には、速やかに市町村長の同意の依頼を行うこと。

なお、入院又は入院期間の更新の同意の依頼の際には、市町村長の同意を行うために必要な事項が明らかになるように、次の事項について連絡すること。

ア 患者の氏名、生年月日、性別

イ 患者の居住地又は現在地

ウ 患者の本籍地

エ 患者の病状（入院又は入院期間の更新が必要かどうかの判断をする根拠となるもの）

オ 患者の家族構成及び家族に対する連絡先

カ 患者に対する家族等からの虐待・DV等に関連して必要な情報

(ア) 患者に対する虐待・DV等に係る家族等の氏名。

(イ) 患者に対する家族等からの虐待・DV等が疑われ、病院から行政に対し通報等を行っている場合、その内容と通報窓口の連絡先

(ウ) 患者に対して虐待・DV等の一時保護措置等の対応が取られている場合、その内容と保護先の施設担当者等の連絡先

(エ) 患者からDV等支援措置を受けている旨の申し出があった場合、その内容

キ 患者を診察した指定医の氏名

ク その他参考となる事項

入院時における市町村長の同意の依頼は、迅速に行う観点から、電話等口頭で行うことができるが、口頭依頼後に速やかに医療保護入院同意依頼書（様式１）を市町村長にあて送付すること。

また、入院期間の更新に関する同意を依頼する場合にあっては、医療保護入院期間の更新に関する同意依頼書（様式４）を市町村長にあて送付すること。

なお、家族等を一（四）ウに該当する者と扱う場合には、単に電話に出ないなど連絡が取れないだけでは不十分であり、同意又は不同意の意思表示を行わない旨を明示していることが必要なことに留意すること。

注

（１） 項目カ（イ）の「通報等」とは、以下の内容を指す（以下「通報等」という。）。

- ・ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 6 条第 1 項の規定による通告
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第 6 条第 1 項の規定による通報
- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第 7 条第 1 項の規定による通報
- ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）第 7 条第 1 項の規定による通報

（２） 項目カ（ウ）の「一時保護措置等」とは、以下の措置を指す（以下「一時保護措置等」という。）。

- ・ 児童虐待防止法第 8 条第 2 項第 1 号の措置
- ・ 配偶者暴力防止法第 3 条第 3 項第 3 号の措置
- ・ 高齢者虐待防止法第 9 条第 2 項の措置
- ・ 障害者虐待防止法第 9 条第 2 項の措置
- ・ その他、上記措置に準ずる措置

- (3) 項目カ(エ)の「DV等支援措置」とは、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号、自治振第150号等法務省民事局長、自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知)第5-10の措置を指す(以下「DV等支援措置」という。)

四 市町村において行われる手続き

- (一) 市町村の担当者は、病院から電話等で入院又は入院期間の更新の同意の依頼を受けた際には、市町村長の同意を行うために必要な次の事項については聴取票(入院時は様式2、入院期間の更新時は様式5)に記載して明らかにしておくこと。

- ア 患者が入院又は入院期間の更新を行う病院の名称・所在地
- イ 患者の氏名、性別、生年月日
- ウ 患者の居住地又は現在地
- エ 患者の本籍地
- オ 患者の病状(入院又は入院期間の更新が必要かどうかの判断をする根拠となるもの)
- カ 患者の家族構成及び家族に対する連絡先
- キ 患者に対する家族等からの虐待・DV等に関連して必要な情報
 - (ア) 患者に対する虐待・DV等に係る家族等の氏名
 - (イ) 患者に対する家族等からの虐待・DV等が疑われ、病院から行政に対し通報等を行っている場合、その内容と通報窓口の連絡先
 - (ウ) 患者に対して虐待・DV等の一時保護措置等の対応が取られている場合、その内容と保護先の施設担当者等の連絡先
 - (エ) 患者からDV等支援措置を受けている旨の申し出があった場合、その内容
- ク 患者を診察した指定医の氏名
- ケ 聴取した日

- (二) 病院から依頼を受けた後、市町村の担当者は、患者が市町村長の入院又は入院期間の更新の同意の対象者であるかどうかを確認するため、以下のような手続きをとること。

- ア 患者が居住地を申し出ている場合には、住民票等によりその確認を行うこと。

(注 1) 確認できない場合には、居住地が不明な者として二
(二) のケースとして扱うこと。

- イ 病院が把握していない家族等の存在を把握し、連絡がとれる場合には、その同意の意思の有無を確認すること。ただし、その際、対象の患者が DV 等支援措置の対象となっているか否かを確認する。当該患者が DV 等支援措置の対象となっており、かつ、当該家族等が DV 等支援措置による住民票の閲覧の制限等を受けている場合は、当該家族等については一 (四) のケースとして取り扱い、連絡は取らないこと。
- ウ 患者に対する家族等からの虐待・DV 等が疑われ、病院が行政に対し虐待・DV 等に係る通報等を行っている場合は、通報先の窓口で連絡を取り、通報等が適切に受理されていることを確認すること。(ただし、その時点で虐待の事実がないことが判明している場合は、通報の対象とされている家族等について、法第 5 条第 2 項に規定する「家族等」と取り扱って差し支えない。)
- エ 患者に対して、家族等からの虐待・DV 等により一時保護措置等が取られている旨、病院から連絡があった場合は、一時保護先の施設担当者等に連絡を取り、一時保護措置等が現に実施されているか確認すること。
- オ 患者から DV 等支援措置を受けている旨の申し出があったと病院から連絡があった場合は、その内容について事実と相違ないか確認すること。

(注 2) ウからオまでに掲げる事実について確認できた場合、患者に対して虐待・DV 等を行った又はそれが疑われる家族等については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和 25 年厚生省令第 31 号。以下「施行規則」という。)第 1 条各号に該当するものとして取り扱うこと。

(三) (二) の手続きをとり、患者が市町村長の入院又は入院期間の更新の同意の対象者であることを確認のうえ、市町村の担当者は速やかに同意の手続きを進めること。

(四) 市町村長の同意が行われた場合は、速やかにその旨を病院に連絡すること。このため、口頭で病院に連絡することが可能であるが、口頭で連絡した場合においても、その後速やかに同意書(様式 3)を作成して病院に交付すること。この場合、同意書の日付は口頭で連絡を行った日とすること。

また、入院期間の更新の手続きの際は、医療保護入院期間の更新に関する同意書（様式 6）を作成して病院に交付すること。

- (五) 休日夜間等において市町村長の入院の同意の依頼を受けた場合においても、速やかに同意が行われるようにすること。

このため、休日夜間等においても迅速に対応できる体制を整えておくとともに、休日夜間等の緊急の場合の連絡方法については関係する病院にあらかじめ連絡しておくこと。

なお、聴取票の作成及び前記（二）の手続きをとることができなかった場合においては、その後速やかに手続きをとること。

五 同意後の事務

(一) 入院中の面会等

市町村の担当者は、入院の同意後、速やかに本人に面会し、その状態を把握するとともに市町村長が同意者であること及び市町村の担当者の連絡先、連絡方法を本人に伝えること。

なお、市町村長同意直後の面会後も、市町村長同意による入院が継続している間は、継続して面会等を行い、本人の状態、動向の把握等に努めること。

また、退院後生活環境相談員と連携の上、施行規則第 15 条の 11 の規定による医療保護入院者退院支援委員会に積極的に参加するほか、法第 47 条の規定に基づき、必要な情報の提供、助言その他の援助を行い、本人の意思を尊重した上で、退院に向けた相談支援につなげること。

上記の業務を担当する者は、患者の退院に向けた調整をすることが期待されていることから、精神保健福祉に関する研修や精神保健福祉相談員講習会等を受講した者が望ましい。

さらに、都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）が法第 35 条の 2 の規定による入院者訪問支援事業を実施している場合には、面会時にリーフレット等を用いて当該事業について紹介すること。なお、本人が当該事業を利用する旨について都道府県への連絡を希望した際には、訪問が速やかに実施されるよう、都道府県に確実にその旨を伝達すること。

（注）本人が遠隔地の病院に入院した場合には、市町村間で連絡を取ってその状態や動向等の把握に努めること。

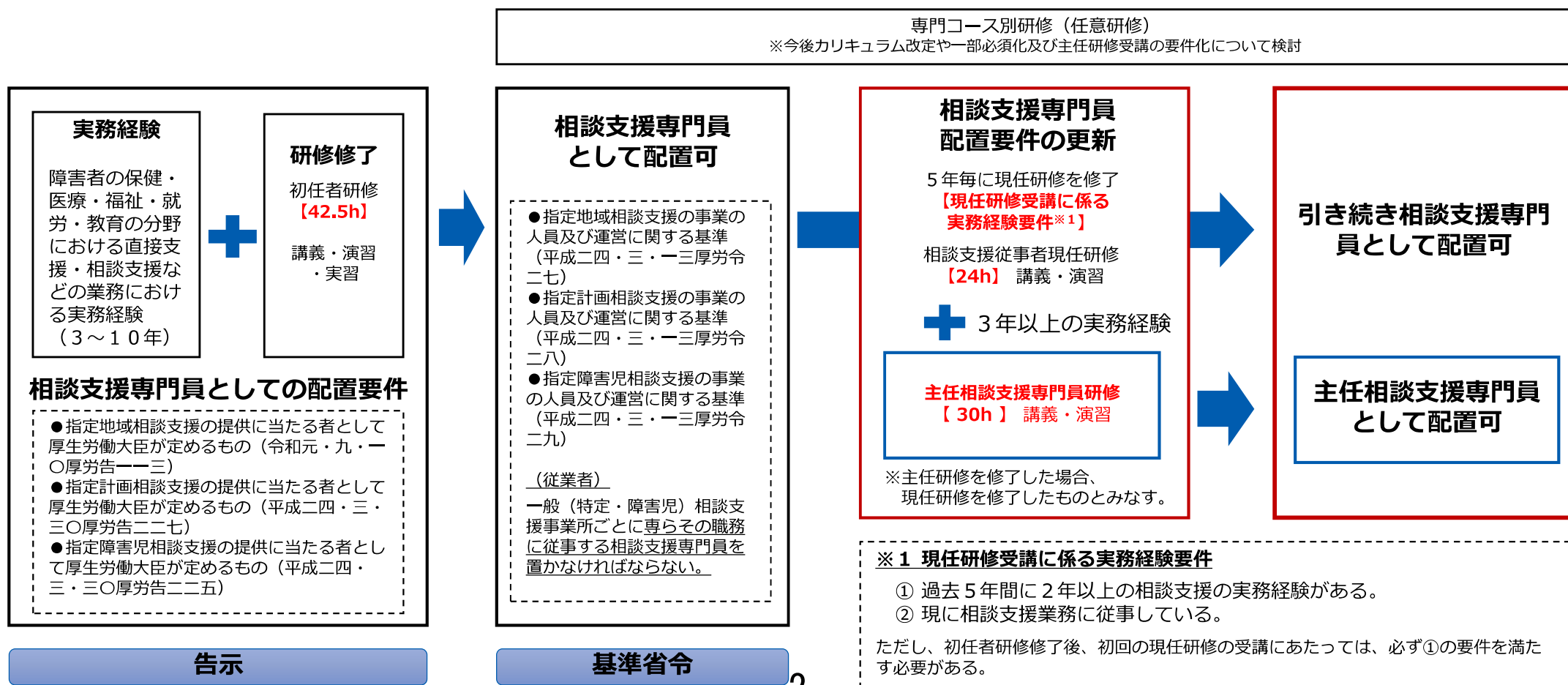
研修関係の周知事項について

令和5年度相談支援従事者研修指導者養成研修会資料一部使用

令和5年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修会資料一部使用

相談支援専門員制度について（令和２年４月１日～）

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件（※１）**を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設**（H30年度創設、H31年度～養成開始）。



主任相談支援専門員の計画的な育成について

1 主任相談支援専門員研修について

- 地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について修得するとともに、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす者を養成することを目的とします。

2 主任相談支援専門員の計画的な育成について

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、市町村における基幹相談支援センターの設置が努力義務化され、法改正を踏まえた第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（令和6～8年度）における国の基本指針では、センターについて、令和8年度末までにすべての市町村に設置することが目標とされ、国からは、センターの従事者として、主任相談支援専門員を配置するようお願いがあるところです。
- つきましては、県が実施する研修の受講定員には限りがあることを踏まえ、「計画的な養成」を頂きますようお願いいたします。特に、自立支援協議会単位で主任相談支援専門員がいない地域においては、相談支援体制の充実に向け、早期の育成を図られますようお願いいたします。

相談支援専門員の実務経験

		業 務 内 容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※ 1	5 年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※ 2 を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が 1 年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10 年以上
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5 年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※ 2 による業務に 5 年以上従事している者	3 年以上

※ 1 平成 18 年 10 月 1 日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成 18 年 9 月 30 日までの間の期間が通算して 3 年以上

※ 2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

【相談支援従事者研修】 現任研修受講期限セルフチェック表

セルフチェック表への記入方法

- ご自身の「初任者研修Ⅰ」の「修了証書」に記載されている「修了年度(※)」を確認し、㉗に記入してください。(複数回受講している場合は、最新の修了証書)
(注) 記入するのは、「年度」です。「修了年」ではありません。(例) 令和5年2月16日が修了年月日の場合、修了年度は「令和4年度」。
- ㉘に初任者研修Ⅰの修了年度の翌年度から順番に、年度を記入してください。
- ㉙㉚㉛に、㉘から続けて、年度を記入してください。
- 現任研修を修了した年度に○をつけ、ご自身の現任研修受講期限の確認に使用してください。

起点											現任研修対象者 (1) 現任研修を初めて受講する方 (第1回受講期間) 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること (2) 現任研修を過去に1回以上修了している方 (第2回受講期間以降) 次の①又は②に当てはまること ①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること ②現に相談支援業務に従事していること
初任者研修Ⅰ	相談支援専門員として従事可能										
㉗											
年度											
	第1回受講期間										
	この間に、現任研修を1回以上修了					相談支援専門員として従事可能					
㉘	年度	年度	年度	年度	年度						
	第2回受講期間										
	この間に、現任又は主任研修を1回以上修了					相談支援専門員として従事可能					
㉙	年度	年度	年度	年度	年度						
	第3回受講期間										
	この間に、現任又は主任研修を1回以上修了					相談支援専門員として従事可能					
㉚	年度	年度	年度	年度	年度						
	第4回受講期間										
	この間に、現任又は主任研修を1回以上修了					以降、繰り返し					
㉛	年度	年度	年度	年度	年度						

※平成17年度までに国又は都道府県が実施した「障害者ケアマネジメント従事者養成研修」を修了し、平成18年度以降に「現任者研修Ⅰ又はⅡ」を修了した方は、初めて受講した「現任者研修Ⅰ又はⅡ」の「修了証書」に記載される「修了年度」を㉗に記入してください。

【相談支援従事者研修】 現任研修受講期限セルフチェック表

記入例

セルフチェック表への記入方法

- ご自身の「初任者研修Ⅰ」の「修了証書」に記載されている「修了年度(※)」を確認し、㊦に記入してください。(複数回受講している場合は、最新の修了証書)
(注) 記入するのは、「年度」です。「修了年」ではありません。(例) 令和5年2月16日が修了年月日の場合、修了年度は「令和4年度」。
- ㊦に初任者研修Ⅰの修了年度の翌年度から順番に、年度を記入してください。
- ㊦㊧㊨に、㊦から続けて、年度を記入してください。
- 現任研修を修了した年度に○をつけ、ご自身の現任研修受講期限の確認に使用してください。

起点					
初任者研修Ⅰ	相談支援専門員として従事可能				
㊦ 6 年度					
第1回受講期間					
この間に、現任研修を1回以上修了					
㊦ 7 年度	8 年度	㊧ 9 年度	10 年度	11 年度	相談支援専門員として従事可能
第2回受講期間					
この間に、現任又は主任研修を1回以上修了					
㊧ 12 年度					
13 年度					
14 年度					
15 年度					
16 年度					
第3回受講期間					
この間に、現任又は主任研修を1回以上修了					
㊨ 17 年度					
18 年度					
19 年度					
20 年度					
21 年度					
第4回受講期間					
この間に、現任又は主任研修を1回以上修了					
㊩ 22 年度					
23 年度					
24 年度					
25 年度					
26 年度					

13年度まで資格が延長されます

以降、繰り返し

現任研修対象者

(1) 現任研修を初めて受講する方 (第1回受講期間)

過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること

(2) 現任研修を過去に1回以上修了している方 (第2回受講期間以降)

次の①又は②に当てはまること

①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること

②現に相談支援業務に従事していること

※平成17年度までに国又は都道府県が実施した「障害者ケアマネジメント従事者養成研修」を修了し、平成18年度以降に「現任者研修Ⅰ又はⅡ」を修了した方は、初めて受講した「現任者研修Ⅰ又はⅡ」の「修了証書」に記載される「修了年度」を㊦に記入してください。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者について（平成31年4月1日～）

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件を設定。（令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修修了者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。）
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施することとした。（各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。）
- 直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とすることとした。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置に係る要件

【1】実務経験＋【2】研修の修了

【1】実務経験要件

障害児者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務（相談支援又は直接支援の業務）
※保有する資格や従事する業務等により要する期間が異なる。

【2】研修修了要件： A）＋ B）

A）基礎研修等修了

①相談支援従事者初任者研修講義部分の一(11h)を修了
②基礎研修(15h)を修了
※を満たす予定の日の2年前から受講可

B）実践研修修了(14.5h)

基礎研修修了後、実践研修受講開始日前5年間に2年（一部半年とできる場合有）以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある場合に受講可（★）

OJT（★）
一部業務可能

サービス管理責任者
児童発達支援管理責任者
として配置可

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置の継続に係る要件

更新研修修了(13h)

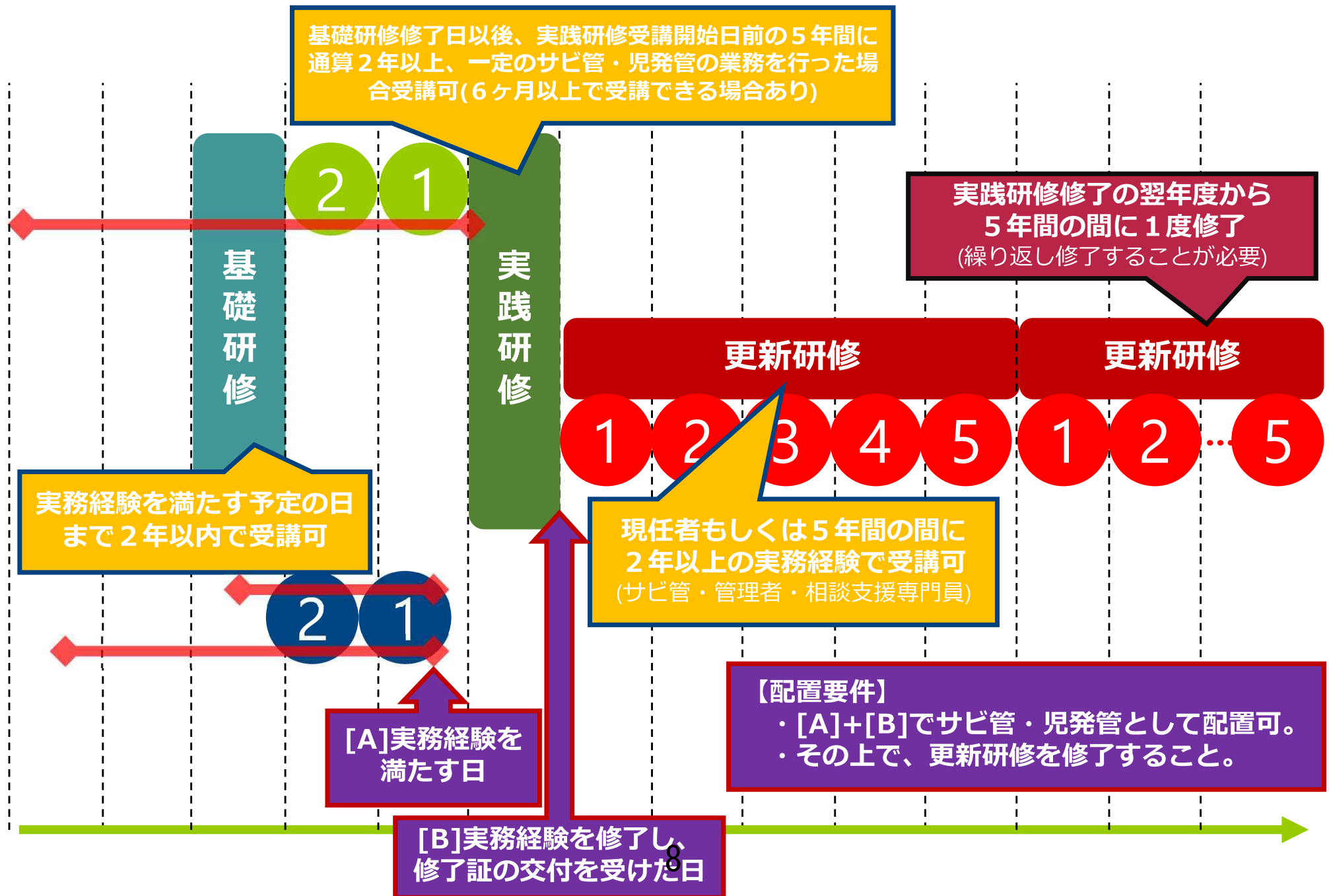
実践研修修了の翌年度から5年間に1度毎修了することが必要。

研修受講に係る実務経験要件

以下①もしくは②のいずれか

- ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員としての実務経験がある
- ② 現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者として従事している

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件



更新研修受講期限セルフチェック表

セルフチェック表への記入方法

- ご自身の過去の修了証書を確認し、証書に載っている修了年度を㉗に記入してください。
※記入するのは、「年度」です。「修了年」ではありません。（例）令和5年2月16日が修了年月日の場合、修了年度は「令和4年度」。
【確認する修了証書】 新カリ受講者(※)：実践研修
旧カリ受講者(※)：初回の更新研修
- ㉑に実践研修又は初回の更新研修の修了年度の翌年度から順番に、年度を記入してください。
- ㉗㉑㉒に、㉑から続けて、年度を記入してください。
- 更新研修を修了した年度に○をつけ、ご自身の更新研修受講期限の確認に使用してください。

起点							
実践 又は 初回更新研修		サビ管・児発管として従事できる					
㉗							
年度							
		第1回受講期間					
		この間に、更新研修を1回以上修了					
㉑		年度	年度	年度	年度	年度	サビ管・児発管として従事できる
		第2回受講期間					
		この間に、更新研修を1回以上修了					
	㉗	年度	年度	年度	年度	年度	サビ管・児発管として従事できる
		第3回受講期間					
		この間に、更新研修を1回以上修了					
	㉑	年度	年度	年度	年度	年度	サビ管・児発管として従事できる
		第4回受講期間					
		この間に、更新研修を1回以上修了					
	㉒	年度	年度	年度	年度	年度	以降、繰り返し

(※)

新カリ受講者とは・・・平成31年4月1日以降に基礎研修と相談支援従事者研修初任者研修Ⅰ（7日間）又は初任者研修Ⅱ（2日間）を修了し、実践研修を修了した者

旧カリ受講者とは・・・平成31年3月31日までにサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修および相談支援従事者研修初任者研修Ⅰ（5日間）又は初任者研修Ⅱ（2日間）を修了し、かつ平成31年4月1日以降に更新研修を修了した者

更新研修受講期限セルフチェック表

記入例

セルフチェック表への記入方法

1 ご自身の過去の修了証書を確認し、証書に載っている修了年度を㉔に記入してください。

※記入するのは、「年度」です。「修了年」ではありません。（例）令和5年2月16日が修了年月日の場合、修了年度は「令和4年度」。

【確認する修了証書】新カリ受講者(※)：実践研修

旧カリ受講者(※)：初回の更新研修

2 ㉔に実践研修又は初回の更新研修の修了年度の翌年度から順番に、年度を記入してください。

3 ㉔㉕㉖に、㉔から続けて、年度を記入してください。

4 更新研修を修了した年度に○をつけ、ご自身の更新研修受講期限の確認に使用してください。

起点					
実践 又は 初回更新研修	サビ管・児発管として従事できる				
㉔ 3 年度					
第1回受講期間					
この間に、更新研修を1回以上修了					
㉕ 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	
第2回受講期間					
この間に、更新研修を1回以上修了					
㉖ 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	
第3回受講期間					
この間に、更新研修を1回以上修了					
㉗ 14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	
第4回受講期間					
この間に、更新研修を1回以上修了					
㉘ 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	

(※)

新カリ受講者とは・・・平成31年4月1日以降に基礎研修と相談支援従事者研修初任者研修Ⅰ（7日間）又は初任者研修Ⅱ（2日間）を修了し、実践研修を修了した者

旧カリ受講者とは・・・平成31年3月31日までにサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修および相談支援従事者研修初任者研修Ⅰ（5日間）又は初任者研修Ⅱ（2日間）を修了し、かつ平成31年4月1日以降に更新研修を修了した者

13年度まで資格が延長されます

以降、繰り返す

サービス管理責任者等研修（更新研修） 受講期間早見表

実践研修 又は 初回の更新研修 修了年度	年度																			
	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
R元年度	起算	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
R2年度		起算	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
R3年度			起算	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
R4年度				起算	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
R5年度					起算	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
R6年度						起算	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
R7年度							起算	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
R8年度								起算	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
R9年度									起算	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
R10年度										起算	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
R11年度											起算	12	13	14	15	16	17	18	19	20
R12年度												起算	13	14	15	16	17	18	19	20
R13年度													起算	14	15	16	17	18	19	20
R14年度														起算	15	16	17	18	19	20
R15年度															起算	16	17	18	19	20
R16年度																起算	17	18	19	20
R17年度																	起算	18	19	20
R18年度																		起算	19	20
R19年度																			起算	20

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格更新のためには

- ・実践研修（新カリ受講者）又は
- ・初回の更新研修（旧カリ受講者）

を修了した年度を起算年度とし、
翌年度から「5年度毎に1回以上」更新研修の受講が必要です。

起算：実践研修又は初回の更新研修修了年度

：第1回受講期間

：第2回受講期間

：第3回受講期間

：第4回受講期間

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験④**(OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

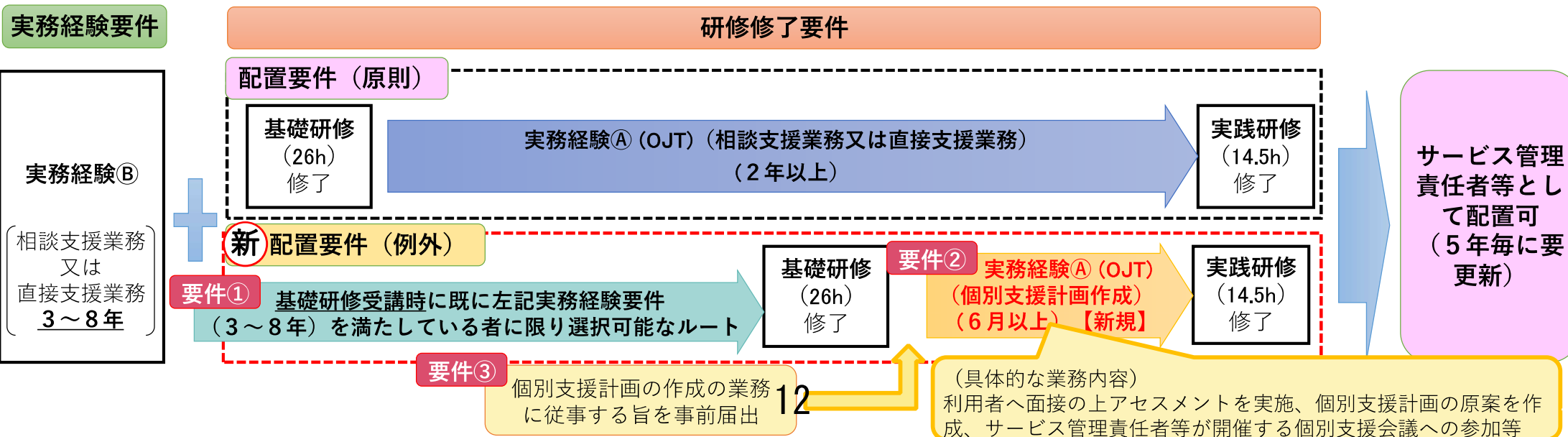
【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- 基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件⑥**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由**によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

- 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。



相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

はい

上記実務経験が
基礎研修受講日時点で既にある

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
個別支援計画作成の一連の業務で行う

はい

個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、
指定権者に届出を行っている（又は予定）

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
6月以上で可能！

いいえ

実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可
（ただしOJT期間は2年以上必要）

いいえ

OJT期間は2年以上必要
（内容は相談支援又は直接支援の業務で可）

いいえ

OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、
期間は2年以上必要

いいえ

業務実施についての届出がない場合、
OJT期間は2年以上必要

徳島県におけるOJT短縮のための指定権者への届出方法

- 1. いつ・・・基礎研修修了後、OJT開始前までに
- 2. どこへ・・・徳島県障がい福祉課又は徳島県健康寿命推進課へ
- 3. 何を・・・次の書類を

【届出に必要な提出書類】

- ・ 個別支援計画（原案）の作成の業務に関する届出書
- ・ 実務経験証明書
- ・ サービス管理責任者等基礎研修修了証書（写し）
- ・ 相談支援従事者初任者研修修了証書（写し）
- ・ 返信用封筒（返信宛先記入・切手を貼付）

※届出書の様式は徳島県ホームページ「サービス管理責任者等実践研修の実務経験特例に必要な届出について」に掲載

(参考)
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kenko/shogaifukushi/7220289/>

徳島県知事 殿

年 月 日

受付印

届出者

所在地

名 称

代表者

下記の者が、実践研修受講要件である実務経験（OJT）として、障がい福祉サービス事業所等において、個別支援計画（原案）作成の業務に従事することについて次のとおり届け出ます。

氏 名	(生年月日 年 月 日)	
職 名		
研修修了年月日	サービス管理責任者等基礎研修	年 月 日
	相談支援従事者研修初任者研修	年 月 日
個別支援計画（原案）作成の業務に従事する事業所	事業所番号	
	事業所名	サービス種別（ ）
個別支援計画（原案）作成の業務を含んだOJT期間	年 月 日～ 年 月 日（ 年 月間） (実践研修開始日の前日時点（予定も含む）まで) (産休・育児、療養のための休暇期間、長期研修等により不在の期間は算入不可)	
うち個別支援計画（原案）の作成の業務に従事する日数	日	
うち個別支援計画（原案）を作成する回数	回 (個別支援計画（原案）を作成する回数については、少なくとも概ね計10回以上行うことを基本とする。)	
個別支援計画（原案）作成までの一連の業務内容 ※右記について従事する業務全てチェックを入れること	☐ 利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。 ☐ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画（原案）を作成する。 ☐ サービス管理責任者等が関与する個別支援計画の作成に係る会議への参加。	
添付書類 ※右記について、漏れが無い確認しチェックを入れること	☐ 実務経験証明書（参考様式） ☐ サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者基礎研修修了証（写し） ☐ 相談支援従事者初任者研修修了証（写し）	
届出期限 ※右記について、漏れが無い確認しチェックを入れること	☐ OJT開始前（遅くともOJT開始後10日以内）の届出である。【原則】	

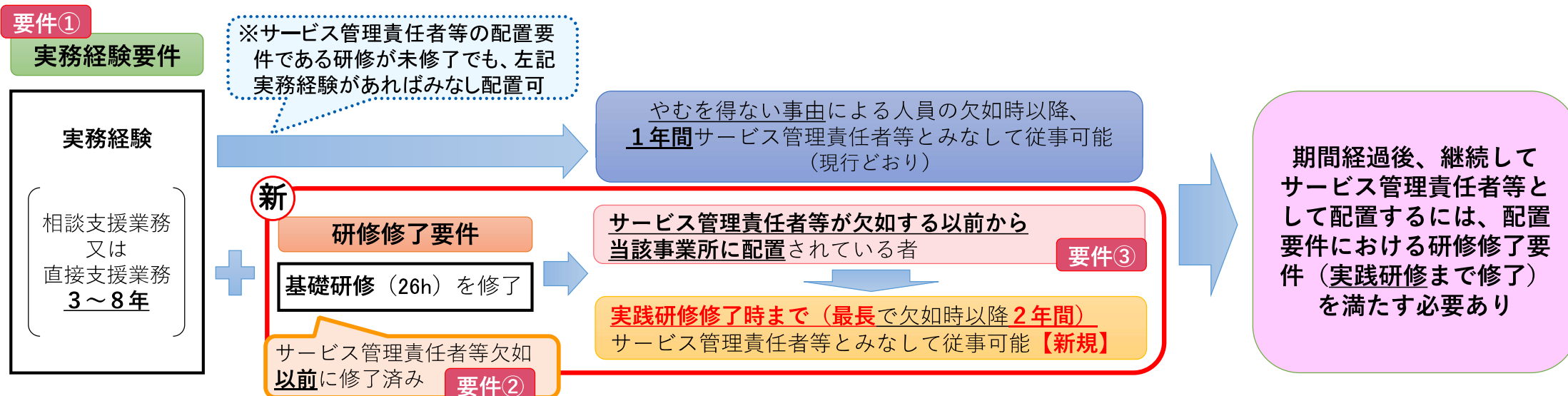
② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間**（**最長**でサービス管理責任者等が欠いた日から**2年間**）サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。



サービス管理責任者等の欠如について
やむを得ない事由によるものと自治体が認めている

いいえ

欠如がやむを得ない事由によるものでなければ、
みなし措置の対象外

はい

相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が3～8年ない場合は
みなし措置の対象外

はい

サービス管理責任者等の欠如した時点で
既に基礎研修を修了済みである

いいえ

基礎研修が未修了又は修了が欠如後の場合は
みなし期間は1年間

はい

サービス管理責任者等の欠如時以前から
当該事業所に配置されている

いいえ

欠如時後に当該事業所に配置された者の場合は
みなし期間は1年間

はい

実践研修修了時まで（最長で欠如時以降2年間）
みなし配置可能

令和7年度の研修の年間スケジュールについて

掲載時期：3月下旬頃

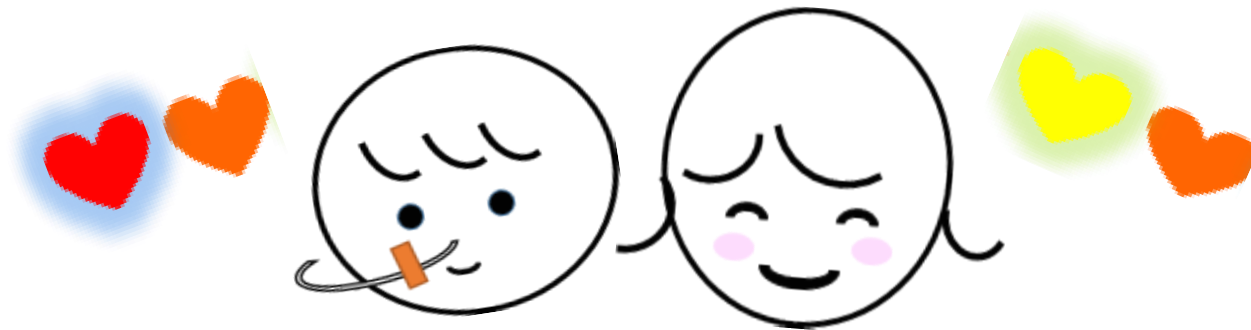
掲載場所：徳島県障がい者相談支援センターホームページ

<ホームページ検索方法>

徳島県ホームページのトップページで「検索キーワードを入力」の欄に「**徳島県障がい福祉に関する各種研修**」と入力して「検索」をクリック

※研修によっては募集時期が例年と異なる場合があります！ご注意ください！

市町村障害福祉担当の方へ 医療的ケア児者の支援について



徳島県医療的ケア児等支援センター
コーディネーター 渡部尚美

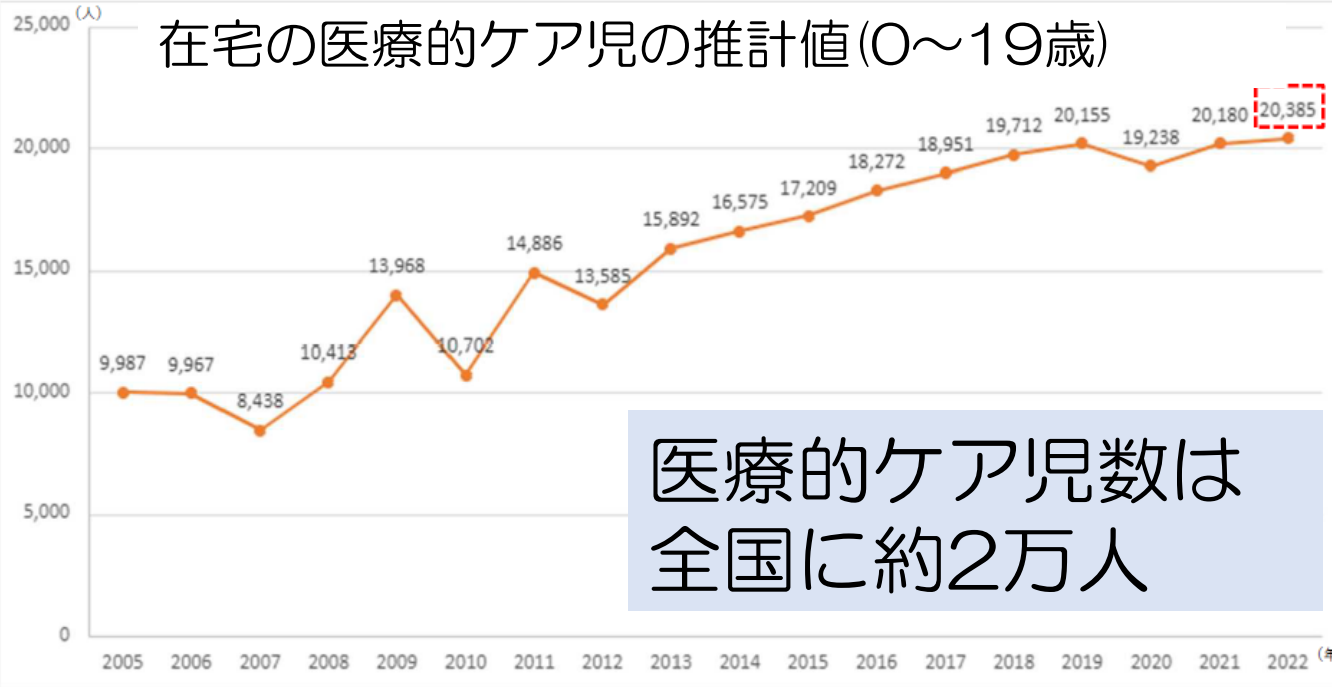
在宅の医療的ケア児者の現状



イラスト作成：二本柳舞, 2019⁶

医療的ケア児の現状

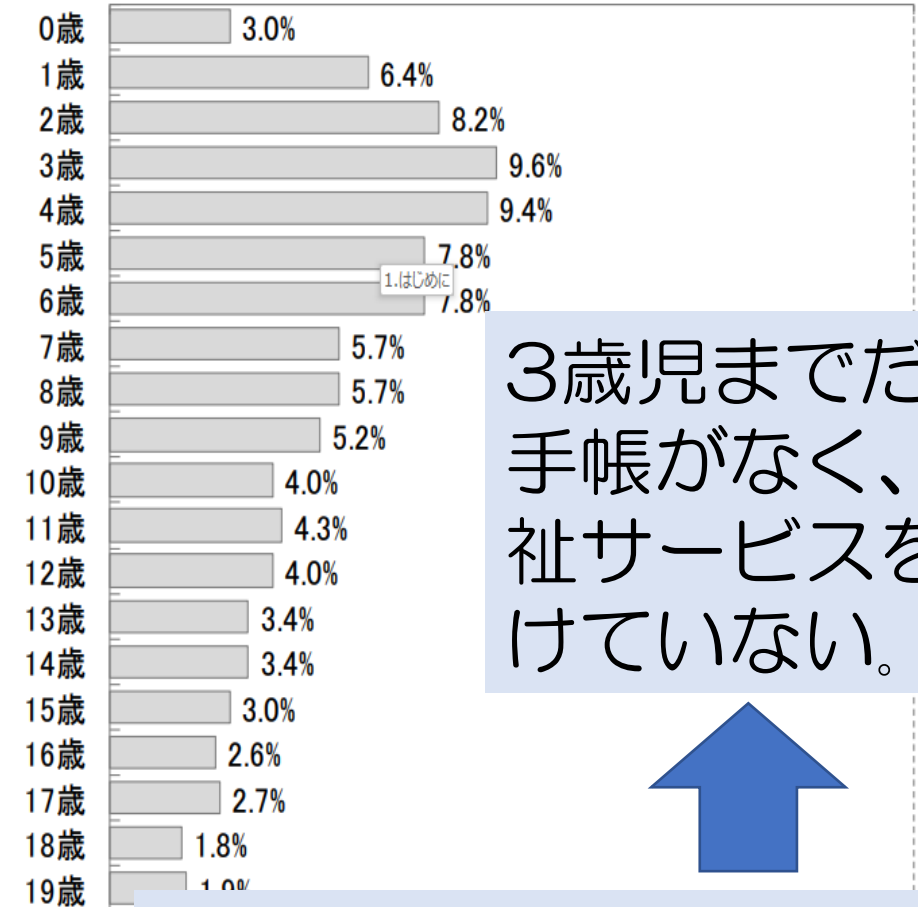
在宅の医療的ケア児の推計値(0～19歳)



医療的ケア児数は
全国に約2万人

出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」
及び当該研究事業関係者の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年6月審査分）によりこども家庭庁支援局障害児支援課で作成

- 複数の医療的ケアが必要
- 主たる介護者は母親で負担は大きい



3歳児までだと
手帳がなく、福
祉サービスを受
けていない。



年齢別医療的ケア児数は0
～4歳が多い
人工呼吸器装着者も同様

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
→ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等の配置

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

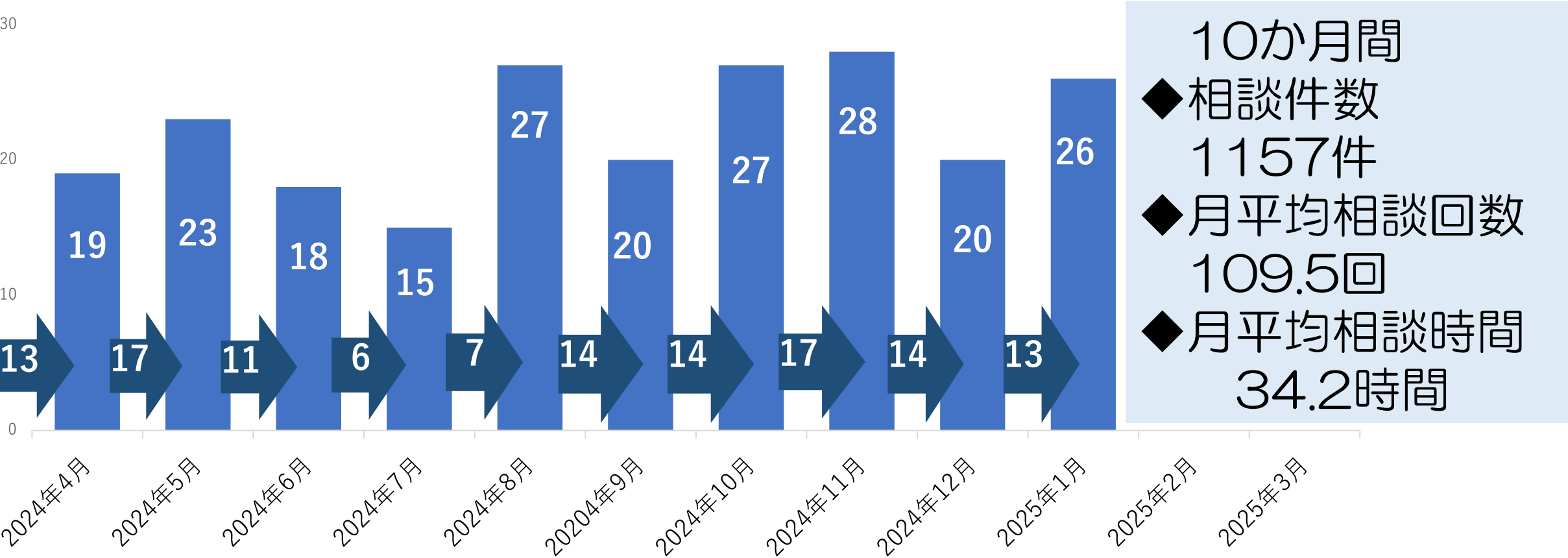
医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

令和6年度の医ケアセンターへの専門的相談から

(回)

図1 令和6年度月別相談件数の推移

➡ 持ち越し相談

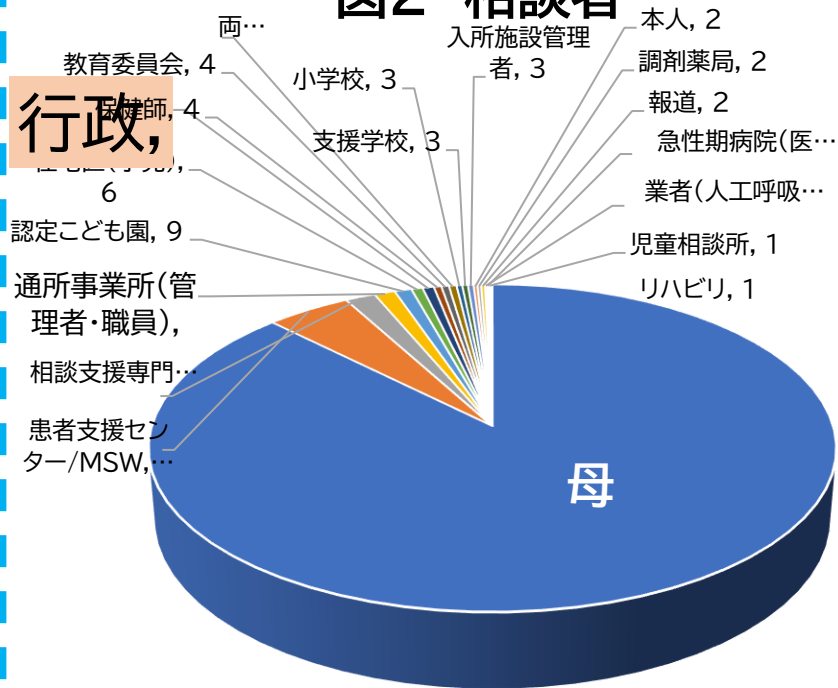


令和6年度の医ケアセンター専門的相談から

◆相談者

①母 ⑪行政

図2 相談者



◆相談内容 43項目(相談件数1157件)

①個別避難計画(作成・内容の見直し)

148件

②本人家族・生活状況の情報共有

132件

③施設利用・ケア調整/支援体制作り

105件

④自主避難への支援 86件

⑤在宅移行の情報共有 82件

※在宅移行に関する市町村手続き含む、個別避難計画も

徳島県内では社会的資源がない

■在宅医・訪問看護(小児)を受け入れてくれるところが少ない

■福祉サービスの受け入れ先も少ない

市町村窓口に相談に行く事が難しい(医ケア児と共に外出しにくい)

・相談支援専門員 ・ショートステイ2カ所

・通所利用(児童発達支援/放課後等デイ/生活介護)

※多種多様な医療的ケア児者の対応(動く医ケア児者)

■地元の保育園や学校での受け入れが難しい

■災害時の支援が進まない⇒市町村格差あり

■18歳の壁⇒移行期医療が進んでいない



在宅移行が難しく、家族の負担増

医療的ケア児者のライフステージを通じた支援

市町村は出生から在宅・成人移行まで生涯に関わる

終末期

成人移行支援

就園・就学支援(支援学校)

災害時の支援

在宅へ

福祉

医療

支援

入院生活

出生

移行期医療

生活介護・就労

教育・教育委員会・支援学校・地元小学校

通所支援・短期入所

医療的ケア児等支援センター

在宅医療・在宅医・訪問看護

相談支援専門員

市町村窓口・保健所・母子保健

医療機器・医療材料の業者

〇〇病院(複数の科)医療関係者入院・外来・リハビリ

医療的ケア児者の支援は市町村から

【医ケア児者の家族】

- ・医療的ケア児がいると外出も難しい(荷物も多い)
- ・どんなサービスがあるのかわからないし、うまく伝えることができない等



【市町村窓口】

- ・医療的ケア児者がどのような方なのかがイメージしにくい
- ・どんなサービスを受けたいのか、何に困っているのかわからない等



◆それぞれのケースに応じ対応を検討

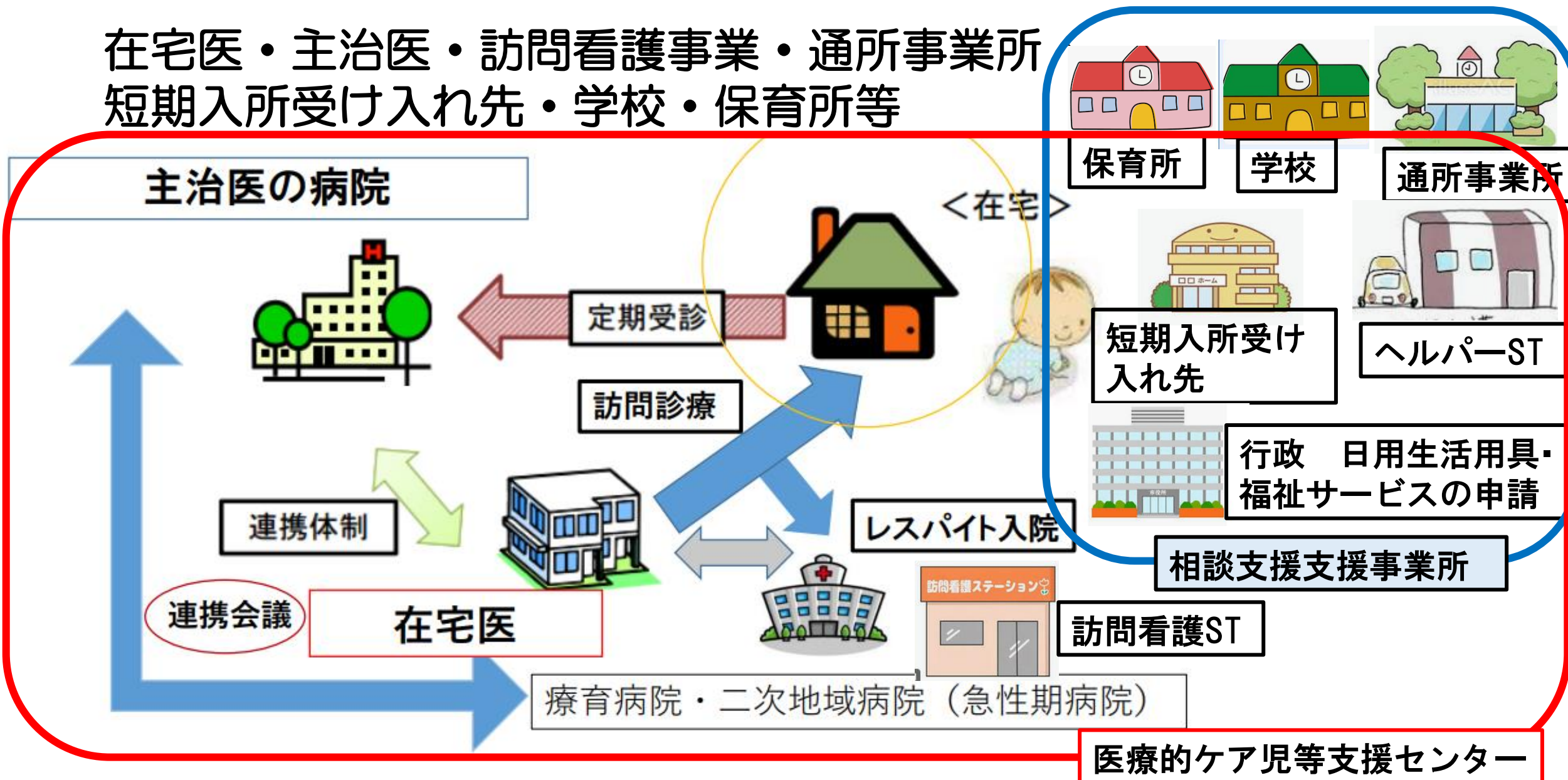
- ・東京都港区HP「医療的ケア児の人が受けられるサービス」窓口や各ライフステージ毎のサービス一覧が閲覧
- ◆退院前の在宅移行するときに医療機関から市町村窓口へ退院前カンファレンスに参加
- ◆市町村職員対象に医療的ケア児等について研修会を開催
- ◆医療的ケアコーディネーターを市町村配置

東京都港区HP



各機関との連携⇒多職種でチームとなり支援

在宅医・主治医・訪問看護事業・通所事業所
短期入所受け入れ先・学校・保育所等



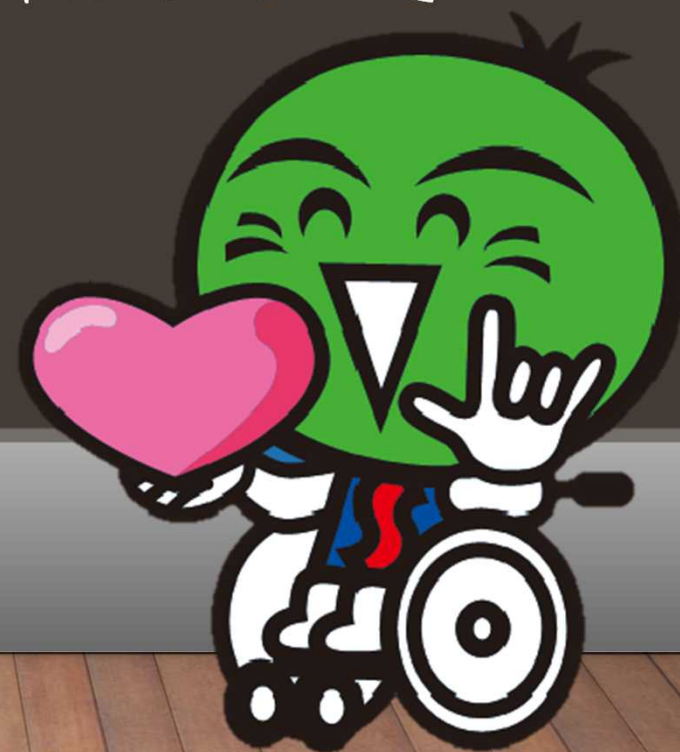
ご清聴ありがとうございました



令和6年度 市町村障がい福祉主管課担当者等説明会

『意思疎通支援者派遣事業』に おける報償費の見直しについて

徳島県保健福祉部障がい福祉課
社会参加・啓発担当



県の「令和7年度意思疎通支援者派遣事業」における 報償費の変更点

1 夜間割増の新設

報償費 2,000円/h * **150/100**

項目	～令和6年度	令和7年度
報償費 夜間割増	なし	割増時間帯 22:00～6:00 加算率 150/100

2 対象事業

- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- ・ 専門性の高い意思疎通支援者の派遣等事業

報酬額は徳島県内で統一されていないので
各市町村において、今後予算や派遣要項、契約の見直しの検討を
行っていただければと考えています。

(参考)

全国調査結果

派遣事業実施の都道府県のうち夜間・早朝加算実施割合

手話通訳者	11 / 38
要約筆記者	11 / 39
盲ろう者向け通訳介助員	7 / 41

(参考) 四国3県の状況

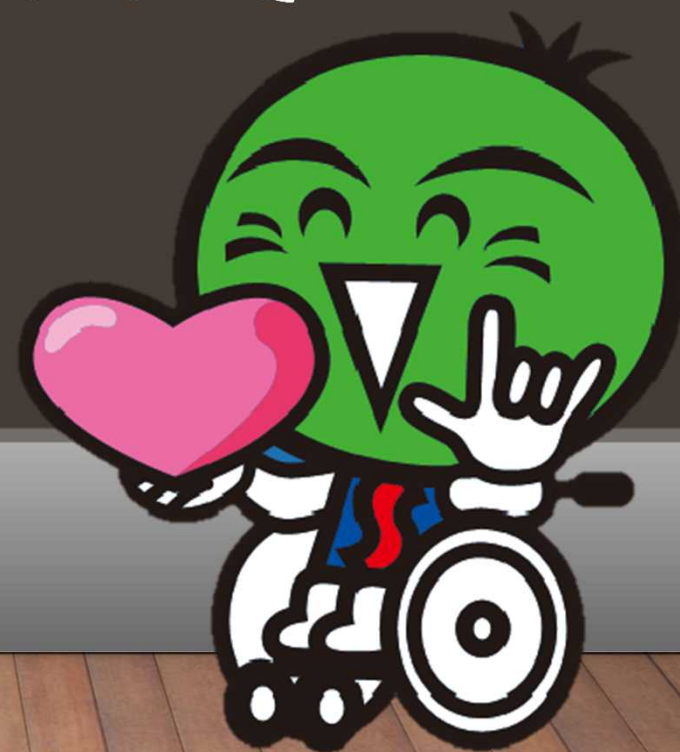
	香川県	愛媛県	高知県
手話通訳者	22:00~5:00 125/100	なし	20時以降 500円加算
要約筆記者	22:00~5:00 125/100	なし	20時以降 500円加算
盲ろう者向け通訳介助員	なし	なし	1時間2,000円



令和6年度 市町村障がい福祉主管課担当者等説明会

「障害者優先調達推進法」に基づく 物品等の調達の推進について

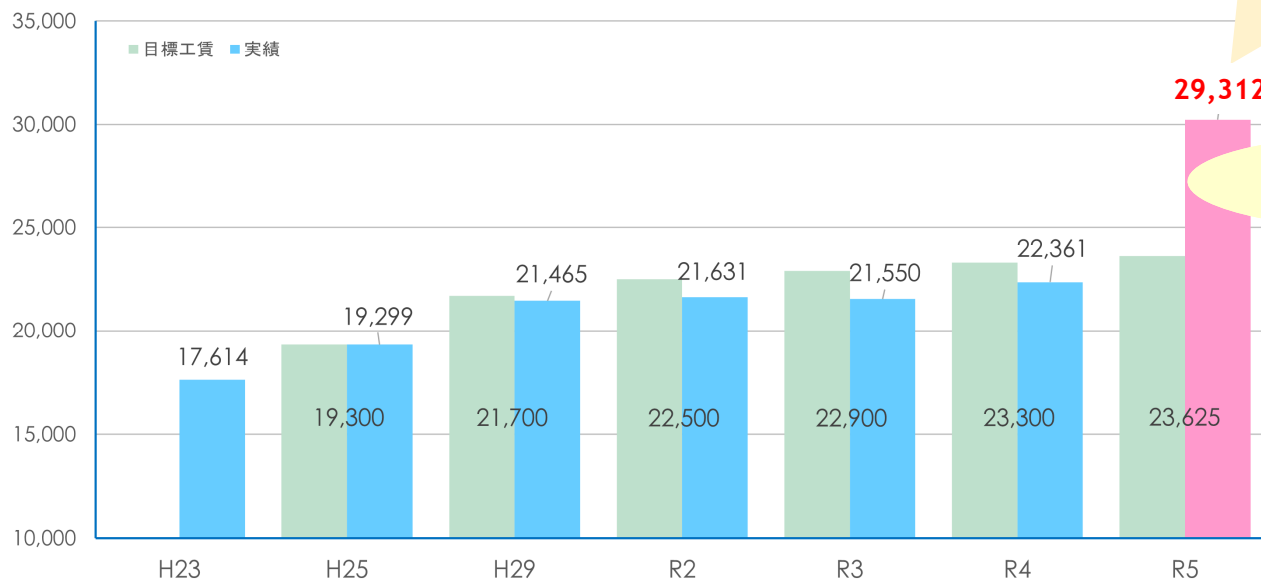
徳島県保健福祉部障がい福祉課
社会参加・啓発担当



◆ 徳島県の工賃の現状

県平均工賃推移

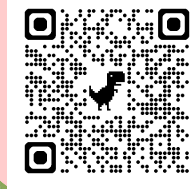
※ 各年度 4 月 1 日時点の事業所における実績



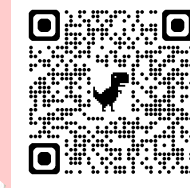
※ R 6 報酬改定により、
R 5 実績より算定方法変更

2年連続 全国 1 位！

実績掲載場所



計画掲載場所



◆ 徳島県工賃向上計画（第 5 期）

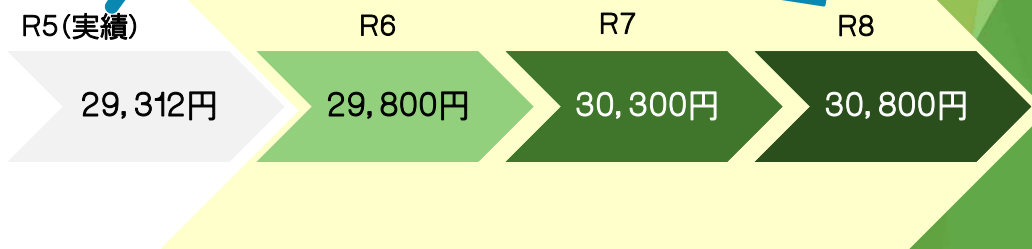
計画期間

令和 6 年度～令和 8 年度 （3 か年）

目標工賃

30,800円 ←令和 8 年度（最終年度）

+ 5 %



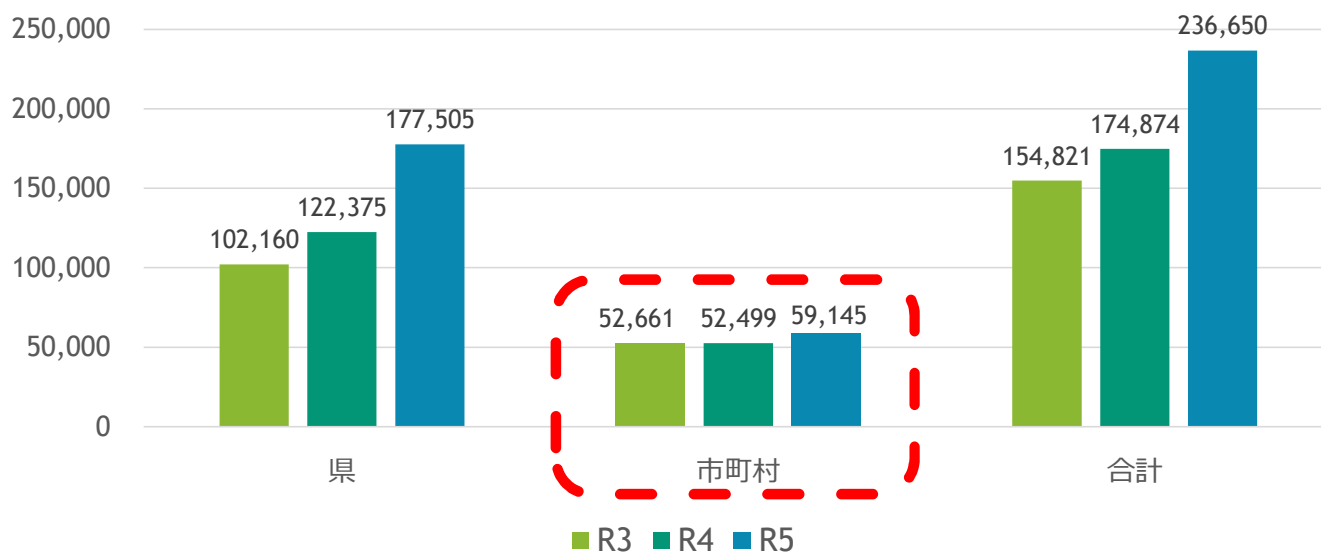
◆ 官公需のさらなる拡大

県からは例年多くの受注獲得できているが、
国や市町村からの受注が伸び悩んでいる



就労協と事業所が連携して
今後、国や**市町村**への積極的な**営業**を展開→受注拡大を図る

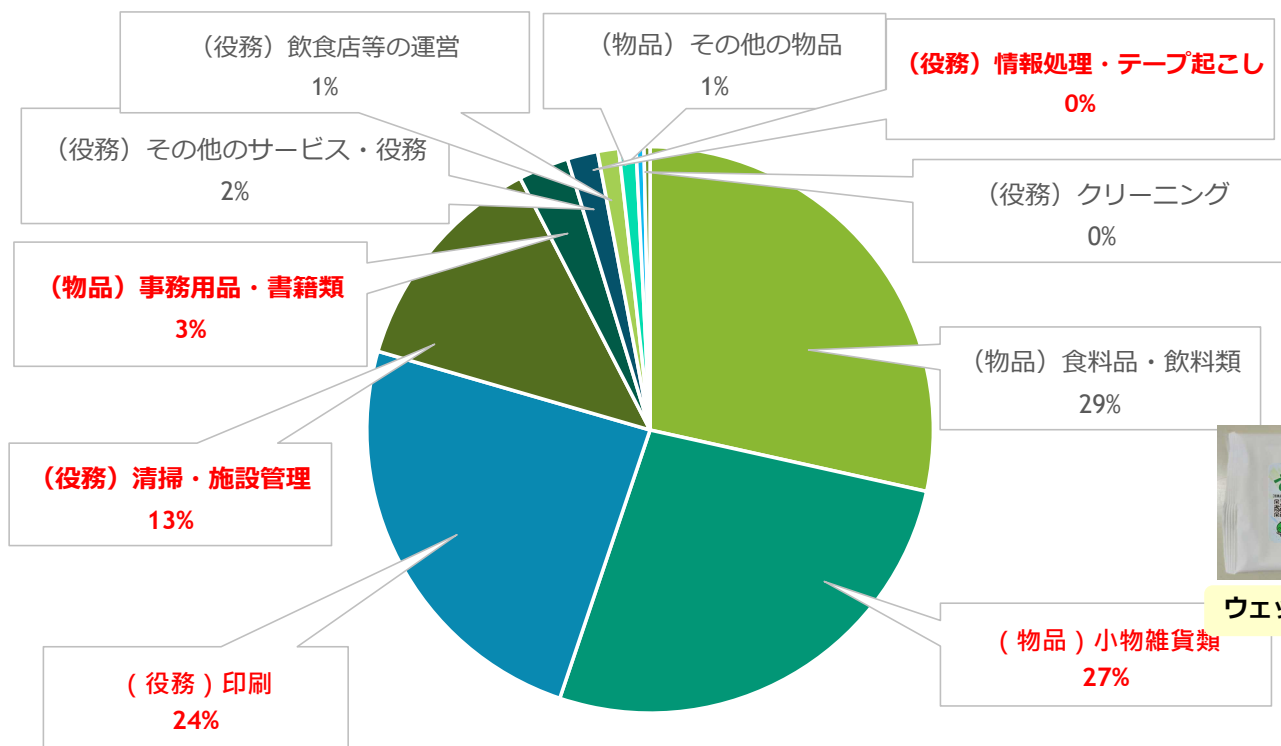
県・市町村における優先調達額の推移



優先調達のさらなる推進に
ご協力よろしくお願いします！



◆ 県からの優先調達事例



R 5 県優先調達内訳

発注事例

- ・ チラシ、リーフレット
- ・ クリアファイル、ウェットティッシュ、メモ帳、ふせん、缶バッジ
- ・ 上記の印刷物や物品のデザイン
- ・ 藍染め商品（記念品等として）
- ・ データ集計作業、封入・発送作業
- ・ 県有地の除草・剪定、県有施設内の清掃 など

パイプ椅子カバー



発注課がデザイン済みのデータで3種類計30個発注

啓発用うちわ



発注課の図柄を元にデザイン込みで8,500個発注

ビブス



既製品にデザイン込みで40着発注



こんな発注もできます！

- ・ 製作から封入・発送込みの作業
- ・ 書類データ化作業
- ・ 商品カタログからの発注

毎年発注事例を全庁へ発信

◆ 民間企業への販路拡大（参考）

徳島県の平均工賃は高い水準を維持しているが、さらなる工賃向上のためには、これまで販路拡大ができてない民間企業への販路拡大も行っていく必要がある

令和5年度末から開始

就労協と事業所が連携して **あわのわーく** を活用して
民間企業へ**営業中**

地元企業への周知
ご協力お願いいたします！



あわのわーくで**解決**します！

企業と障がい者施設をつなげ、
お仕事のマッチングをするための
オンラインサービス誕生！

企業様の CSR の取り組みと、私たちの就労支援活動をマッチングさせ、
ともに SDGs を実現していきませんか。



<https://arunjo.com/awano-work/>



お仕事依頼は
こちらから

マッチングの流れ

● 企業・個人 ● あわのわーく ● 障がい者施設



依頼内容等登録

お仕事の詳細を
項目に沿って入力します。



仕事を受理・紹介

依頼内容を確認し適切な
障がい者施設を紹介します。



マッチング

お仕事の説明会やお見知り等
打ち合わせをします。



お仕事開始

ご依頼の作業に取り組みます。



お仕事完了

お仕事終了後の事務処理を
行います。

マッチングからお仕事完了まで、あわのわーくが責任をもってサポートいたします。

まずは登録 簡単4ステップ

STEP 1



QRを読み取るか
「あわのわーく」で検索

登録情報の
入力・確認

STEP 2



お客様情報の
入力・申請

必要項目の
入力・申請

STEP 3



確認
連絡

申請後、
あわのわーくから
ご連絡いたします。

STEP 4



申請通過後
サービス
利用開始

依頼したい
お仕事情報の
入力・確認

📧 お問い合わせ先

orders@npo-tokushima-jusan.com

あわのわーく

運営主体

特定非営利活動法人
とくしま障がい者就労支援協議会
☎ 088-602-7560

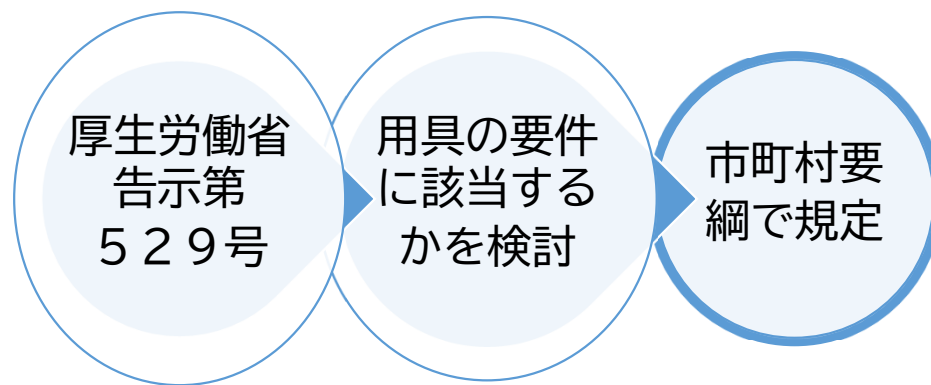


そのお仕事が障がい者の自立、工賃(賃金)向上に貢献します！

1 1 日常生活用具給付等事業について

対象種目の選定

選定の基本



非常用電源（蓄電池・自家発電機等）を 種目とする際の検討事項

+

地域の実情により
市町村が必要と認めた場合

厚生労働省の見解（通知文）

事務連絡
令和7年2月21日

各市町村
日常生活用具関係事務 御担当者 様

徳島県保健福祉部障がい福祉課

日常生活用具給付等事業における非常用電源について

日頃は、障がい福祉行政における適切な事務の執行に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、市町村で実施する「日常生活用具給付等事業」については、対象種目や補助単価等を市町村で規定し、事業を実施していただいているところですが、障がいのある方等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付すること等により、福祉の増進に資することを目的としており、ニーズが高い事業であるといえます。

とりわけ、非常用電源（蓄電池・自家発電機等）を対象種目として取り扱うかを検討されている場合について、厚生労働省の見解を改めて確認しましたので、参考に情報共有いたします。

記

厚生労働省告示第529号（以下「告示」という。）に定める要件に該当しない用具の例として明記した種目ではないが、日常生活用具給付等事業の趣旨に照らし、一般的には対象の種目からは外れるという認識をもっている。

ただし、告示により定める用具の要件に該当するかどうかを検討した上で、市町村において、地域での需要や必要性等を適切に判断し、その結果、地域の実情により市町村が必要と認めた場合に支給することを妨げない。

〈担 当〉
徳島県保健福祉部障がい福祉課
在宅サービス指導担当
電話番号 088-621-2248

1 2 心身障がい児(者)在宅介護等支援事業 について